

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	111 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	96 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	41 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月

私は、昭和42年10月に結婚し、A市に転居してからは市役所できっちり国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の1か月のみが未納とされていることは納得できない。

また、父から受け取った国民年金手帳では、申立期間に「納入不要」のゴム印が押してあるが、なぜそのようなことになっているのかよく説明してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がその父親から受け取ったとする国民年金手帳の昭和42年度印紙検認記録欄を見ると、申立人の実家であるB市（現在は、C市）において、申立期間直後の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料を、同年1月31日に一括して納付したことを示す検認印が確認できることから、申立期間以前の期間には「納入不要」のゴム印が押されていることから、当該年金手帳によっては、実家において申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

しかしながら、申立人の当該年金手帳の資格記録欄には、申立人が会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和42年9月1日に、強制加入被保険者の資格を取得したことが記載されている上、その資格取得日は申立人の特殊台帳等の記録と一致していることから、申立期間に押された「納入不要」のゴム印は明らかに事務的過誤であり、申立期間は本来、国民年金保険料の納付を要する強制加入期間であることが認められる。

また、申立人に係る国民年金の氏名変更手続及びA市への住所変更手続は、昭和43年4月4日に行われ、同日に昭和43年度の国民年金保険料を一括し

て前納していることが当該年金手帳により確認できるほか、これ以降も申立人が昭和 55 年 12 月に会社に就職するまで、毎年保険料を前納するとともに、会社退職後における第 3 号被保険者との切替手続を適切に行い、納付を要する国民年金被保険者期間において 60 歳期間満了まで保険料を全て納付するなど、申立人の納付意識の高さが認められる。

さらに、申立人が A 市で住所変更手続を行ったことで、申立人の特殊台帳は、同市を管轄する社会保険事務所(当時)に移管されることとなるが、移管当時において申立期間の国民年金保険料は、時効成立前の納付が可能な過年度保険料であり、この場合、当該社会保険事務所は申立人に対して当然納付催告を行うと回答していることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が 1 か月間と短期間である申立期間の保険料について、納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 6 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 6 月まで

私は、昭和 35 年頃、A 市の職員に勧められて国民年金に加入し、しばらくしてから付加年金にも加入して、付加保険料を含む国民年金保険料を納付し始めた。

申立期間の国民年金保険料は、市役所から送付されてくる納付書で付加保険料を含めて金融機関で納付した記憶がある。保険料額等の納付の詳細な記憶ではなく、保険料督促の通知の有無及び申立期間の前の期間に特例納付を行ったことは思い出せないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によれば、申立人の国民年金保険料は、昭和 36 年 4 月の資格取得以降 60 歳になるまで、申立期間を除き完納している上、付加保険料も、48 年 1 月以降、申立期間を除いて完納していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は、15 か月と比較的短期間である上、申立期間前後を通して申立人の住所及びその夫の勤務先に変更はないなど、生活状況に変化があった事情はうかがえず、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料についても、納付していたものとみても不自然ではない。

2 申立人の資格記録及び収納記録については、以下の事務過誤がうかがえることから、申立期間の国民年金保険料の収納及び記録管理にも何らかの事務過誤があった可能性は否定できない。

まず、申立人の資格記録を見ると、特殊台帳では申立人は、昭和 48 年 1 月に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失し、50 年 7 月に再取得したと記録されており、申立期間を含む 48 年 1 月から 50 年 6 月までの期間は国民年金の未加入期間とされている。しかし、A 市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、47 年 8 月に強制加入被保険者と記録されて以降、申立期間を含む期間も資格を喪失した事跡は見当たらず、申立人が 48 年 1 月に資格を喪失する事情も見当たらない。

また、当該特殊台帳の収納記録欄を見ると、資格欄では未加入と記録されている申立期間直前の昭和 48 年 1 月から 49 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料が、納付済みと記録されている。一方、当該保険料が未加入を理由として還付された事跡は見当たらず、同一の特殊台帳の二つの記録の間でも不整合が生じている（当該期間の記録は、平成 22 年に資格記録が未加入期間から加入期間に訂正されて、納付記録も納付済みと訂正されている。）。

さらに、当該特殊台帳の摘要欄を見ても、申立期間前の昭和 46 年 5 月から同年 9 月まで納付済みであった国民年金保険料が、厚生年金保険の被保険者記録と重複したことから、50 年 9 月 9 日付けで同期間の付加保険料を含む納付済保険料を 48 年 1 月から同年 3 月までの保険料に充当しているが、当該充当期間についても、既に保険料の納付済期間であることが判明し、50 年 10 月 31 日付けで還付している記録が確認できる。

3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から同年 10 月まで

私は、結婚後も国民年金に任意加入し国民年金保険料を納めていたが、母親が年金を受給することなく昭和 52 年に亡くなったこともあって、納付をやめようと何度も思いつつ結局納め続けてきた。しかし、子供の教育費等で支出が多くなってきたことと、3 か月単位でまとめて支払わなければならないのが大変になってきたことなどで、57 年頃には本当に納付をやめようと考えていた。

転居の準備をしていた昭和 57 年 7 月に、突然、中年の男性の集金人が来て納付の督促を受けたが、同年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は同年 7 月 2 日に納付済みだったので、その領収証書を見せるとともに、もう納付をやめようと思っていると言うと、1 か月ごとでもよいので集金に来るから納付してほしいと言われたので、納付を続けることにした。そのときに同年 7 月分を納めたかどうかは覚えていない。

昭和 57 年 8 月 1 日に市内で転居したが、引っ越し先でも同じ集金人が毎月集金に来たので納付した。納付の都度、緑色で印刷してある手書きの領収証書を受け取っていた。しかし、それもだんだん大変になってきたので集金人に「もうやめます。」と言うと、集金人から「私ではダメなので市役所で手続きして下さい。」と言われ、同年 11 月に私自身が市役所に行き、納付を中止する手続きを行った。

平成 16 年頃に、私の納付記録を調べたところ、申立期間を含む昭和 55 年 4 月から 57 年 10 月までが未納となっていたので、家に保存していた領収証書をもって A 社会保険事務所（当時）まで行き、確認してもらったところ、対応してくれた女性職員が「保険料はきちんと納付されています。

す。」と回答してくれた。

その後、年金記録問題が世間で騒がれ、再度、記録照会したところ申立期間は未納とされていた。以前に女子職員から納付済みと回答を得ていたため納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳に達するまでの免除期間を除く国民年金の加入期間401か月（第3号被保険者期間を含む。）の国民年金保険料を、申立期間を除き全て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、3か月ごとに納付するのが大変になって毎月の納付に替え、その後、昭和57年11月に国民年金被保険者資格の喪失を行ったとしているところ、申立人が所持する領収証書を見ると、定期的に3か月ごと現年度納付していたことが確認できる上、B市の国民年金被保険者名簿により、資格喪失の申出日が「57年11月12日」と確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、集金人が来て納付の督促を受けたとしているところ、当時B市では、国民年金事業促進員（以下「集金人」という。）が未納保険料の徴収のために戸別訪問していたとしており、申立内容と一致している。

加えて、申立人は、集金人から1か月ごとでもよいから納付を続けてほしいと言われたので、しばらく納付を続けたとしているところ、当時B市では、集金人が手書きの納付書を所持しており、1か月単位を含めて現金で収納していたとしており、申立内容と符合している上、申立人が受け取ったとする領収証書の形は、当時、集金人が使用していた手書き領収証書の様式とほぼ一致する。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みれば、申立期間の国民年金保険料が納付されていたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年6月までの期間及び12年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から同年6月まで
② 平成12年6月

時期は定かではないが、結婚後、夫がA市役所へ行き、私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

その後、夫が会社を退職して夫婦で自営業を始め、私が第3号被保険者ではなくなった以降は、夫が、夫婦二人分の国民年金保険料を、定期的に金融機関で納付してくれていたが、店の売上げが減少したため経済的に苦しくなり、申立期間①及び②を含め現年度納付できない期間があったと思う。

しかし、申立期間①については、平成8年頃から売上げが多少回復したことから、社会保険事務所（当時）に相談して、1か月分又は数か月分を納付できるように納付期間を分割して納付書を発行してもらい、時効到来までに納付していた時期である。したがって、当該期間についても、夫が前後の期間と同様に時効到来までに納付しているはずである。

また、申立期間②についても、所有する不動産を売却し、経済的に余裕ができたことから、同様に納付期間を分割してもらった納付書により時効到来までに納付していた時期であり、当該期間についても、前後の期間と同様に夫が時効到来までに納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間①及び②当時の状況について経済的に余裕がでてきた時期であり、過去の未納期間を解消するため社会保険事務所に出向くか

又は電話で相談して、過年度納付が可能な期間について、1か月分又は数か月分を納付することが可能なように納付期間を分割して納付書を発行してもらい、時効到来までに申立人の夫が金融機関で納付していたとしている。

そこで、申立期間に係る国民年金保険料の納付をめぐる周辺事情を検証したところ、前後の期間の保険料の納付状況からみて、申立人夫婦が申立期間①の保険料を納付していたと仮定した場合の時期及び申立期間②は、いずれも平成9年1月に基礎年金番号が導入された後の期間であり、一般的には基礎年金番号に基づき保険料の収納事務等の電算化が図られていた状況下において、保険料の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いとされている。

しかし、オンライン記録を見ると申立人夫婦は、申立期間①について、i)平成8年度中に、同年度の国民年金保険料について、全て1か月ごとに現年度納付するとともに、当該期間直前の6年度の未納保険料についても、これと平行して1か月分又は3か月分を合計8回にわたって過年度納付していること、ii)9年度においても、当該期間直後の8か月間について、1か月ごとに過年度納付していること、また、申立期間②についても、申立人夫婦は、その前後の期間の保険料について、それぞれ平成14年5月30日及び同年8月26日に納付するなど、13年9月から14年9月にかけて1か月分又は数か月分を、合計10回にわたって過年度納付していることが確認できる。

また、申立人夫婦は、その陳述どおり平成14年11月*日に所有していた不動産を売却して、借入金を返済していることが不動産登記簿で確認できる。

これらのことを踏まえると、この当時において申立人夫婦は、家業の業績回復及び不動産処分による負債の清算等を受け、生活再建とともに過去の国民年金保険料の未納解消に向けて、納付意識が高まっていたことがうかがえ、他の期間と同様に時効到来前に過年度納付する機会が十分にあった申立期間①及び②の保険料のみ、未納のまま放置したとするのは不自然である。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人夫婦は、平成9年度の国民年金保険料については免除期間とされているところ、このうち、平成9年5月については、申立人のみ同年同月26日に現年度納付したとされている(平成9年7月31日付けで納付済期間に訂正)。

この点、i)これ以外の期間における申立人夫婦の納付記録は全て一致していること、ii)当該現年度納付時点においては、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったにもかかわらず、申立人分のみ免除期間の保険料を優先して現年度納付したことになることを踏まえると、これは不自然な記録であり、当時の保険料の収納及び記録管理に何らかの事務過誤があった可能性も考えられる。

加えて、オンライン記録を見ると、申立人夫婦は、申請免除期間であった平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料を14年6月19日に追納してい

ることが確認できるが、当該追納時点は、i) 申立期間②の保険料を過年度納付することが可能であり、時効（翌月の平成14年7月末）が迫っていたこと、ii) 追納が記録されている6年2月及び同年3月の保険料については、時効到来（平成16年2月）まで1年半ほど余裕があったこと、iii) 申請免除期間の追納申出に対しては、過去の未納期間について納付記録を確認の上、該当期間の納付書が作成されることが通例であることを踏まえると、時効到来まで余裕のあった2か月分の保険料を追納するとともに、時効到来時期が迫っている1か月と短期間である申立期間②の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年6月までの期間及び12年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から同年6月まで
② 平成12年6月

時期は定かではないが、平成元年に会社を退職した後、自身でA市役所へ行き、国民年金の加入手続をしたと思う。

手続後は、私自身が夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に金融機関で納付していたが、店の売上げが減少したため経済的に苦しくなり、申立期間①及び②を含め現年度納付できない期間があったと思う。

しかし、申立期間①については、平成8年頃から売上げが多少回復したことから、社会保険事務所（当時）に相談して、1か月分又は数か月分を納付できるように納付期間を分割して納付書を発行してもらい、時効到来までに納付していた時期である。したがって、当該期間についても前後の期間と同様に時効到来までに納付しているはずである。

また、申立期間②についても、所有する不動産を売却し経済的に余裕ができたことから、同様に納付期間を分割してもらった納付書により時効到来までに納付していた時期であり、当該期間についても、前後の期間と同様に時効到来までに納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間①及び②当時の状況について、経済的に余裕ができた時期であり、過去の未納期間を解消するため社会保険事務所に出向くか又は電話で相談して、過年度納付が可能な期間について、1か月分又は数か月分を納付することが可能なように納付期間を分割して納付書を発行して

もらい、時効到来までに金融機関で納付していたとしている。

そこで、申立期間に係る国民年金保険料の納付をめぐる周辺事情を検証したところ、前後の期間の保険料の納付状況からみて、申立人夫婦が申立期間①の保険料を納付していたと仮定した場合の時期及び申立期間②は、いずれも平成9年1月に基礎年金番号が導入された後の期間であり、一般的には基礎年金番号に基づき保険料の収納事務等の電算化が図られていた状況下において、保険料の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いとされている。

しかし、オンライン記録を見ると申立人夫婦は、申立期間①について、i)平成8年度中に、同年度の国民年金保険料について、全て1か月ごとに現年度納付するとともに、当該期間直前の6年度の未納保険料についても、これと平行して1か月分又は3か月分を合計8回にわたって過年度納付していること、ii)9年度においても、当該期間直後の8か月間について、1か月ごとに過年度納付していること、また、申立期間②についても、申立人夫婦は、その前後の期間の保険料について、それぞれ平成14年5月30日及び同年8月26日に納付するなど、13年9月から14年9月にかけて1か月分又は数か月分を、合計10回にわたって過年度納付していることが確認できる。

また、申立人夫婦は、その陳述どおり平成14年11月*日に所有していた不動産を売却して、借入金を返済していることが不動産登記簿で確認できる。

これらのことを踏まえると、この当時において申立人夫婦は、家業の業績回復及び不動産処分による負債の清算等を受け、生活再建とともに過去の国民年金保険料の未納解消に向けて、納付意識が高まっていたことがうかがえ、他の期間と同様に時効到来前に過年度納付する機会が十分にあった申立期間①及び②の保険料のみ未納のまま放置したとするのは不自然である。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人夫婦は、平成9年度の国民年金保険料については免除期間とされているところ、このうち、平成9年5月分については、妻のみ同年同月26日に現年度納付したこととされている(平成9年7月31日付けで納付済期間に訂正)。

この点、i)これ以外の期間における申立人夫婦の納付記録は全て一致していること、ii)当該現年度納付時点においては、申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったにもかかわらず、申立人の妻のみ免除期間の保険料を優先して現年度納付したこととなることを踏まえると、これは不自然な記録であり、当時の保険料の収納及び記録管理に何らかの事務過誤があった可能性も考えられる。

加えて、オンライン記録を見ると、申立人夫婦は、申請免除期間であった平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料を14年6月19日に追納していることが確認できるが、当該追納時点は、i)申立期間②の保険料を過年度納付することが可能であり、時効(翌月の平成14年7月末)が迫っていた

こと、ii) 追納が記録されている6年2月及び同年3月の保険料については、時効到来(平成16年2月)まで1年半ほど余裕があったこと、iii) 申請免除期間の追納申出に対しては、過去の未納期間について納付記録を確認の上、該当期間の納付書が作成されることが通例であることを踏まえると、時効到来まで余裕のあった2か月分の保険料を追納するとともに、時効到来時期が迫っている1か月と短期間である申立期間②の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月及び同年3月
② 昭和46年6月から50年3月まで

国民年金の加入については、亡くなった妻に全てを任せていたので、はっきりとしたことは分からないが、多分、妻が自分自身で手続を行ったはずである。

国民年金保険料については、妻が夫婦二人分の保険料を未納が無いように納付していたはずであり、申立期間①の保険料について、私の分が納付済みであるのに妻の分のみ未納であるのはおかしい。

申立期間②の国民年金保険料についても、自営していた店に定期的に来ていた集金人に、妻が納付していたと思うので、申立期間①及び②の保険料が未納となっているのは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和44年1月8日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間①は2か月と短期間である上、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人の夫は、夫婦の国民年金保険料については、申立人が夫婦二人分の保険料を未納が無いように納付していたはずであるとしているとこ

る、当該期間に係る申立人の夫の保険料は納付済みとなっている。

一方、申立期間②については、戸籍の附票等を見ると、申立人夫婦は昭和46年6月22日にA市からB市へ転居していることが確認できる一方、同市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、その住所変更届は転居から約4年9か月後の51年3月20日に行われていることが確認でき、申立人は、転居に伴う国民年金法上の変更手続を適切に行っていなかったことがうかがえる。

また、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、「D不在転」及び「確認 48. 4. 1」の事跡が確認できるところ、この点について、日本年金機構では、「「D」については、当時、A市がC社会保険事務所（当時）の管轄であったことを示すものであり、また、「不在転」、「確認 48. 4. 1」については、申立人夫婦の所在が確認できない状況が続いたために、昭和48年4月1日付けで不在と判断して押印したものと考えられる。」と説明している。

したがって、当該変更届が提出されるより前においては、B市では、申立人に対して、集金人による国民年金保険料の収納及び納付書の送付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、亡妻（申立人）が夫婦二人分の保険料を自宅に来た集金人に納付していたはずであると主張するのみで、保険料の納付に係る具体的な陳述は一切無く、申立期間の保険料の納付等の状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月及び 63 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 3 月から 62 年 6 月まで
② 昭和 62 年 8 月
③ 昭和 63 年 1 月
④ 平成 9 年 1 月から同年 10 月まで

私は、昭和 56 年 3 月に結婚後、私の両親の勧めもあったので、A 市 B 区役所で国民健康保険の加入と同時に国民年金にも加入し、その際に年金手帳を発行してもらった。

加入後の国民年金保険料については、区役所から送付されてくる白色で長方形の納付書により、区役所又は金融機関にて毎月納付していた。

また、A 市 B 区から同市 C 区へ転居した後についても、B 区に居住していた時と同様に国民年金保険料を納付していた。

申立期間④については、平成 9 年 2 月に当時勤務していた会社を退職した後、しばらくしてから転居先の A 市 B 区役所で国民年金の再加入手続を行い、その後は国民年金保険料を毎月納付していた。

私は、国民年金保険料の納付を国民の義務と思い、厚生年金保険との切替えも適切に行い、未納無く保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が納付済みとされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A 市 C 区において、昭和 56 年 3 月 1 日を国民年金被保険者資格の取得日として、62 年 5 月頃に払い出されたものと推認でき、また、申立人は、その後の同年 7 月の国民年金保険料を現年度納付していることが確認

できることから、この時期に、国民年金の加入手続及び保険料の納付を開始したものと考えられ、この手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間②及び③の保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付記録が確認できる昭和 62 年 7 月から厚生年金保険に加入する直前の平成 8 年 5 月までの国民年金被保険者期間において、申立期間②及び③を除き保険料を完納しており、保険料の納付を開始した後における申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間②及び③は、いずれも 1 か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、当時の生活状況等に特段の変化があったこともうかがえないことを踏まえると、申立期間②及び③の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和 56 年 3 月に結婚後、A 市 B 区役所において、国民健康保険の加入とともに国民年金の加入手続を行ったと申し立てている。

しかし、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市 C 区において、昭和 62 年 5 月頃に払い出されたものと推認されることから、申立ての加入時期及び加入場所とは符合しない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①のうち、昭和 56 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできない上、同年 4 月から 62 年 3 月までの保険料は過年度保険料となる一方、同年 4 月から同年 6 月までの保険料は現年度保険料となるものの、申立人は、A 市 B 区で加入手続を行い、同区において保険料を納付してきたとするのみで、これらの保険料の納付をうかがわせる具体的な陳述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、国民年金に加入後は国民年金保険料を毎月納付していたと申し立てているものの、昭和 62 年 3 月までの A 市における現年度保険料の収納は、3 か月ごとが通例であり制度状況とも符合しない。

加えて、申立期間①は 6 年 4 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

次に、申立期間④について、申立人は、平成 9 年 2 月に会社を退職後、転居先の A 市 B 区役所で国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付していたと申し立てているものの、オンライン記録を見ると、申立人は 8 年 6 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失した後、11 年 3 月 21 日に同資格を再取得していることが確認でき、申立期間④は国民年金の未加入期間となることから、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、会社を退職した後の A 市 B 区役所における国民年金の加入手続の詳細については、はっきり覚えていないと陳述しており、具体的な

加入手続の状況が不明である。

さらに、申立人が会社を退職した当時に居住していたD市及び同社を退職した後に転居したA市B区保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間④について、国民年金被保険者期間であったことをうかがわせる記載は確認できない。

加えて、申立期間①及び④の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から、申立期間①及び④の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月及び 63 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和46年頃に、母が私の国民年金の加入手続を行い、加入後は母が自分たち夫婦の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていた。

私の年金記録を見ると、申立期間の1年間で未納とされているが、母は、昭和46年頃から家業の経営が苦しくなる平成15年10月頃までは、私の国民年金保険料を欠かさず納付しており、途中の申立期間の保険料のみが未納とされていることは納得できないと言っているため、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号はA市において、昭和46年5月26日を国民年金被保険者の資格取得日として同年11月16日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、昭和46年5月から家業の経営が苦しくなったとする頃の前である平成15年9月までの国民年金被保険者期間において、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、申立人の両親については、共に昭和40年4月から60歳に至るまでの国民年金被保険者期間において、申立期間の一部を除き保険料を全て納付しており、申立人の保険料の納付を担っていたその母親の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は12か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間当時の生活状況に特段の変化があったことはうかがえないことなどを踏まえると、申立期間の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 6212

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月から同年12月まで

私は、国民年金に加入した時期ははっきり覚えていないが、加入後は、私が夫婦2人分の国民年金保険料を一緒に納付し、また、長男も国民年金に加入してからは、長男の分を含めた3人分の保険料を一緒に納付していた。

しかし、私が国民年金保険料の納付を続けていた期間のうち、途中の申立期間のみが未納とされていることを最近になって初めて知った。

私は、当時の国民年金保険料の納付方法については、はっきり覚えていないが、途中の申立期間の保険料だけ納付しないことは考えられないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号等から、A市において昭和41年度に職権により連番で払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人夫婦は、共に昭和40年4月から60歳に至るまでの国民年金被保険者期間において、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているなど、国民年金に加入後の申立人夫婦の保険料納付を担っていた申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間当時の生活状況に特段の変化があったことはうかがえないことなどを踏まえると、申立期間の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで
国民年金に加入した時期ははっきり覚えていないが、加入後は、妻が夫婦2人分の国民年金保険料を一緒に納付し、また、長男も国民年金に加入してからは、長男の分も含めた3人分の保険料を一緒に納付していた。
しかし、妻が私の国民年金保険料の納付を続けていた期間のうち、途中の申立期間のみが未納とされていることを最近になって初めて知った。
妻は、当時の国民年金保険料の納付方法については、はっきり覚えていないが、途中の申立期間の保険料だけ納付しないことは考えられないと言っているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号等から、A市において昭和41年度に職権により連番で払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人夫婦は、共に昭和40年4月から60歳に至るまでの国民年金被保険者期間において、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているなど、国民年金に加入後の申立人夫婦の保険料納付を担っていた申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間当時の生活状況に特段の変化があったことはうかがえないことなどを踏まえると、申立期間の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、国民年金に任意加入してからは、付加保険料を含む国民年金保険料を全て納付してきた。

事情があつて、私が海外へ行っていた時期も、帰国するたびに未納となっていた過去の国民年金保険料を、届いていた納付書により金融機関できっちり納付していたのに、申立期間が未納とされている。

納付していないか、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 8 月に国民年金に任意加入して以降、国民年金法が改正された 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで、申立期間以外は、国民年金保険料及び 48 年 7 月に付加年金に加入して以降の付加保険料を全て納付するとともに、申立人の夫が会社を退職後の第 1 号被保険者期間についても、60 歳期間満了まで保険料の未納が無いなど、申立人の納付意識の高さ及び年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

また、申立人は、事情があつて海外へ行っていた時期も、帰国するたびに未納となっていた過去の国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立期間前後の期間を含めて随所に国民年金保険料を過年度納付していることが、申立人の特殊台帳により確認でき、申立内容を裏付けていることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が 1 年間と短期間である申立期間の保険料について過年度納付していたものとみても不自然ではない。

さらに、付加保険料は、本来、国民年金保険料の納付期限が過ぎた場合には納付できないものとされているが、申立人から提出のあつた申立期間前後

の国庫金領収証書を見ると、いずれもその納付期間及び領収日から、明らかに過年度納付であるにもかかわらず、付加保険料を含めた納付金額で納付していることが認められる上、申立人の特殊台帳を見ると、昭和 52 年度から 58 年度までの期間内の過年度保険料については、全てに付加保険料の納付記録が確認できることから、この間、申立人の住所地を管轄する社会保険事務所(当時)においては、継続して同様の取扱いが行われていたものと考えるのが自然であり、この場合、申立期間の保険料についても付加保険料を含めて納付していたものとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から同年8月まで

夫が平成13年3月に会社を退職する際、会社の退職予定者向けの説明会で保険及び年金に関する説明を受けたので、夫は退職後すぐにA市役所へ行き、夫婦の国民年金への切替手続と同時に免除の申請をしてくれた。

その時、窓口の職員から行き違いで納付書が届くかもしれない旨の説明があったが、数か月ほどして実際に納付書が送付されてきたので不安に思い、再度、夫が市役所に出向いて説明を求めたところ、女性の職員から「きちんとなっておりまして。」と言われたので安心していただけなのに、申立期間が免除とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫に係る国民年金の切替手続の時期をみると、申立人に係る第3号被保険者資格の喪失処理日から、夫が会社を退職した2か月後の平成13年5月頃に行われたものと推定されることから、切替時期について申立内容と一致している上、その時点において、申立期間の国民年金保険料を免除申請することが可能である。

また、申立人の夫が退職後、最初にA市役所へ行った際の窓口における状況及びその後の状況に関する陳述は具体的であり、その内容からは申立人の夫が切替手続に際して納付書を受け取っていたとは考え難い上、同市役所の担当者は、国民年金の加入手続に来た者に対して窓口で現年度納付書を交付するが、その場で免除申請を行った場合には、納付書を交付しない取扱いであったと説明していることなどを踏まえると、申立人の夫が夫婦の国民年金の切替手続と同時に免除申請していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、その夫が会社を退職する際、会社の説明会で保険及び年金に関する説明を受けたと申し立てているところ、申立人から提出のあった当時の夫の手帳を見ると、平成 13 年 3 月 19 日(月)の欄に「保ケン説明会 AM10:00～ 2 時間」の記載が確認でき、申立内容を裏付けるとともに、退職後は、随所にハローワーク及び会社訪問している記載が確認できることから、当時、申立人の夫が失業し就職活動を行っていたことがうかがえる。

加えて、申立人及びその夫共に国民年金被保険者期間において申立期間以外に未納は無く、夫の申立期間については、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 6 月 10 日付けで免除されていたものとして、年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、50年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで
③ 昭和50年2月及び同年3月

私の国民年金の加入手続は、時期は覚えていないが、当時自営業を営んでいた父が行ってくれた。国民年金保険料も、父が納付書を使い金融機関から納付していたと思う。全部ではないが残っている領収証書もある。

申立期間当時は3か月納付の頃で、3か月とも未納になっているものとはともかく、連続した3か月のうちの1か月だけが納付で、後の2か月に納付していないとは考えられないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録を見ると、申立期間の前の昭和46年度及び47年度の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できる。

また、申立期間が含まれる昭和48年度も、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料が現年度納付されている。申立期間の3か月分まで含めて現年度納付されていないのは、49年1月に保険料額が改定されたためと考えられるが、当該手帳の同年1月の検認記録欄には改定後の保険料額が手書きで記載されていることから、申立人に係る保険料の納付を担っていたその父親に、保険料改定の案内が行われていたと考えられる。

さらに、申立人及びその父親が当時居住していたA市では、昭和49年3月まで集金人による国民年金保険料の収納を行っていた上、申立期間前後の保険料が現年度納付されていることを踏まえると、申立人の父親が、

申立期間の改定後の保険料を集金人に納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 申立期間②について、申立人の所持する国民年金保険料の領収証書を見ると、申立期間直前の昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの保険料は、3 か月ずつ 2 回、現年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、当時その父親の経営していた自営業の経営状態は安定しており、申立期間の国民年金保険料（3 か月分 2,700 円）の納付が困難となるような経済状況ではなかったと陳述している。

- 3 申立期間③について、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間を含む昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が一旦納付と記録されながら、時期は不明であるが、申立期間の 2 か月の現年度納付を示す収納印が二重線で抹消された事跡が確認できる。

また、国民年金保険料額は、昭和 50 年 1 月に月額 900 円から 1,100 円に改定されているところ、申立人の所持する保険料の領収証書を見ると、申立期間を含む同年 1 月から同年 3 月までの差額保険料 600 円が金融機関で収納されていることが確認でき、一方、申立人に係る特殊台帳を見ても当該差額保険料が還付された事跡は見当たらないことから、申立期間の保険料が改定前に収納されており、これに基づいて改定に伴う差額保険料も収納されたと考えるのが自然である。

- 4 このほか、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 11 月に払い出されているところ、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き、同年 4 月から 60 歳になるまで未納無く納付されていることから、申立期間当時に申立人の保険料の納付を担っていたとされるその父親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は合計しても 8 か月と短期間であり、納付意識の高さがうかがえる申立人の父親が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を未納のまま放置したと考えるのは不自然である。

- 5 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで
③ 昭和 55 年 10 月から 57 年 3 月まで
④ 昭和 59 年 4 月から 63 年 3 月まで

国民年金の加入については、実家の母が年金制度発足当初に手続をしてきており、結婚する際に、「これからは自分たちで保険料を納付するように。」と茶色の国民年金手帳を妻に渡したと母から聞いている。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、当時、自宅に定期的に来ていた女性の集金人に、妻が納付していたはずである。

集金人は毎回自転車に来て、妻が集金人に国民年金保険料を渡すと、年金手帳に印紙を貼り検認印を押してもらっており、また、いつの時期からかはっきりとは覚えていないが、途中からは保険料の領収証書を受け取っていた。

申立期間③及び④の国民年金保険料については、A市からB市に転居した後の時期であり、同市内の金融機関において3か月ごとに納付したはずである。

申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市において、昭和 36 年 4 月頃に払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、各申立期間の国民年金保険料を納付することは

可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、国民年金制度発足と同時に国民年金保険料の納付を開始し、その後、A市からB市に転居した直後の昭和55年9月までの保険料については、申立期間を除き、全て納付済みとなっている。

さらに、申立期間①及び②は、3か月及び12か月といずれも短期間である上、申立人の妻は、申立期間①及び②当時は、景気も良く夫の仕事も順調であったとしていることを踏まえると、申立期間①及び②の国民年金保険料のみ未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間③及び④について、オンライン記録を見ると、当該期間はいずれもその直後の期間について、国民年金保険料の申請免除記録が確認でき、また、申立人の保険料の納付を担っていたとしているその妻のオンライン記録を見ても、当該期間については、申請免除期間及び未加入期間等となっており、当時、夫婦の保険料の納付において何らかの支障があったことがうかがえる。

この点について、申立人の妻は、申立期間③及び④についても、国民年金保険料を納付していたとするのみであり、具体的な陳述も無く当該期間の保険料納付等の状況は不明である。

また、B市保存の国民年金保険料収滞納一覧表及び国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間③及び④に係る保険料納付の事跡は確認できない上、申立期間③直前の昭和55年7月から同年9月までの保険料について、年度末である56年3月6日に納付した以後は、保険料納付の事跡は一切確認できない。

さらに、申立人の妻は、申立期間③及び④の国民年金保険料については、3か月ごとに納付したとしているものの、B市における保険料の収納単位は、昭和59年度から、それまで3か月であったものが1か月に変更されていることを踏まえると、申立人の陳述内容は、当時の制度状況と符合しない。

加えて、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、平成3年に国民年金に加入し、国民年金保険料については送付されてきた納付書を用いて、毎月、自身で自宅近くの銀行で納付していたと思う。

しかし、申立期間である平成8年度については、学生最後の年度であり、卒業論文作成のためになかなかアルバイトができず、国民年金保険料の納付が遅れたが、平成8年9月頃からアルバイトを始め、9年3月27日にこれらのアルバイトの給料を預金していた自身の預金口座から引き出したお金と、手持ちのお金とを合わせて申立期間の保険料を一括して納付した。

私は、当時の銀行口座の預金通帳及び日記を所持している上、私が国民年金保険料の納付のためにアルバイトを始めたことを証言してくれる人もいたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において平成4年12月7日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である上、申立人は、申立期間の保険料については、当初送付されてきた納付書をそのまま用いて納付したと思うと陳述しているところ、申立人が保険料を納付したとする9年3月27日の時点において、申立期間の保険料は、年度当初に送付されてきた納付書で納付することが可能な現年度保険料である。

また、申立人は、平成3年11月以降の国民年金被保険者期間において、申

立期間を除き国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、i) 申立人は、申立期間の国民年金保険料（14万7,600円）について、預金口座から引き出した分と、手持ちの分とを合わせて納付したと陳述しているところ、申立人名義の預金通帳を見ると、平成9年3月27日に申立期間の保険料額の大部分である12万7,000円を引き出したことが確認できること、ii) 申立人の日記を見ると、同年同月12日付けのページに、「年金払う（4月までに）」旨の記載が確認できること、iii) 申立人が、当時において、保険料納付のためにアルバイトを始めたことを証言してくれる人物として、申立人が在籍していた大学の指導教官及び大学職員を挙げているところ、両者はいずれも、「申立人が当時、お金を必要としていることを話していたのを覚えている。」と陳述していることなどを踏まえると、申立人の主張の信ぴょう性は高いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月1日から33年11月24日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の性別は、いずれも男性と記録されており、支給決定された当時の制度では男性であれば受給権が発生しないにもかかわらず、支給記録が存在することは不自然である。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に有る最初の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年7月1日から同年12月1日までの期間について、申立人のA船における資格取得日は、同年7月1日であると認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者の資格取得日（昭和19年12月1日）に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、55円とすることが妥当である。

また、申立人は、当該期間において、戦時加算の該当船舶であるB社が所有するA船に乗っていたことが認められることから、当該期間を戦時加算該当期間（1月加算）とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から19年6月13日まで
② 昭和19年7月1日から同年12月1日まで

船員保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A船に乗って勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、昭和18年4月にB社に入社し、同年6月からA船に乗った。申立期間②については、同船に同年6月から20年に沈没するまで乗っており、途中で降りたことはない。乗船期間の途中から同船はC機関の所属になり、給与は終戦まで海軍からもらっていた。

申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の資格取得日は昭和19年12月1日と記録されていることが確認できる。

しかし、D機関保管のF書類によると、申立人の採用年月日は昭和19年7月1日、解職年月日は20年8月10日と記載されていることから、申立人が申立期間もA船に乗り勤務していたことが認められる。

また、D機関保管の船員保険被保険者資格取得届（A船）によると、申立

人の船員保険被保険者資格の取得日は、昭和 19 年 7 月 1 日として届け出られていることが確認できる上、A 船（船舶所有者は、E 機関）に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の船員保険被保険者資格の取得日は同日で記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理が適切であったとは認められず、申立人について、昭和 19 年 12 月 1 日を船員保険被保険者資格の取得日とする合理的な理由はなく、申立人の船員保険被保険者資格の取得日は、前述の F 書類、被保険者資格取得届（A 船）及び被保険者名簿で確認できる同年 7 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から、55 円とすることが妥当である。

また、日本年金機構保管の戦時加算該当船舶名簿によると、B 社所有の A 船は、申立期間を含む昭和 19 年 1 月 1 日から 20 年 9 月 17 日までの期間、戦時加算該当船舶であったことが確認できることから、申立期間において、同船に乗っていたことが認められる申立人については、申立期間を戦時加算該当期間（1 月加算）とすることが必要である。

2 申立期間①については、申立人は、昭和 18 年 4 月に B 社に入社し、同年 6 月から A 船に乗ったと申し立てている。

しかし、A 船（船舶所有者は、B 社）に係る船員保険被保険者名簿において被保険者記録が有り、連絡先の判明した元従業員 3 人に照会したが回答は得られず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、商業登記の記録によると、B 社は昭和 53 年に解散しており、同社等から申立人の同社における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

さらに、D 機関保管の「現有海技免状又ハ資格証書」によると、申立人が A 船に乗った日は昭和 19 年 6 月 13 日と記録されており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年8月及び同年9月を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から14年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間当時は、同社及び関連会社のB社の2社から合計34万円の給料を受け取っていた。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社から提出された同社及び関連会社であるB社の給与総括表によると、申立期間のうち、平成13年8月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、両社から合計34万円の報酬を支給されていることが確認できる。また、厚生年金保険料については、A社において32万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、当該給与総括表の保険料控

除額から、申立期間のうち、平成13年8月及び同年9月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主提出の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、報酬月額が22万円（A社の給与額）と届け出られていることが確認できる上、事業主も誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月1日から14年10月1日までの期間については、前述の給与総括表で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年7月11日、同年12月12日、16年7月12日、同年12月10日、17年7月13日、同年12月12日、18年7月12日、同年12月12日、19年7月12日及び20年12月12日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月11日は88万円、同年12月12日は112万円、16年7月12日は111万円、同年12月10日は110万3,000円、17年7月13日は109万6,000円、同年12月12日は108万9,000円、18年7月12日は109万円、同年12月12日及び19年7月12日は115万円、20年12月12日は112万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成15年12月12日については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の平成16年6月25日に係る標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年7月12日
⑤ 平成16年12月10日
⑥ 平成17年7月13日
⑦ 平成17年12月12日
⑧ 平成18年7月12日
⑨ 平成18年12月12日
⑩ 平成19年7月12日
⑪ 平成20年7月11日

⑫ 平成 20 年 12 月 12 日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成 15 年 7 月、16 年 12 月、17 年 7 月、同年 12 月、18 年 7 月、同年 12 月、19 年 7 月、20 年 7 月及び同年 12 月の賞与の記録が無く、15 年 12 月については、記録されている標準賞与額が実際に支給された賞与の額よりも低く記録されていることが分かった。また、16 年 7 月については、支給月が 6 月と誤って記録されている上に、標準賞与額も低く記録されている。

申立期間の賞与支払明細書があるので、申立期間の標準賞与額及び平成 16 年 7 月については支払月も訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑫について、申立人提出の賞与支払明細書から、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の賞与支給明細書で確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 11 日は 88 万円、同年 12 月 12 日は 112 万円、16 年 7 月 12 日は 111 万円、同年 12 月 10 日は 110 万 3,000 円、17 年 7 月 13 日は 109 万 6,000 円、同年 12 月 12 日は 108 万 9,000 円、18 年 7 月 12 日は 109 万円、同年 12 月 12 日及び 19 年 7 月 12 日は 115 万円、20 年 12 月 12 日は 112 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、前述の賞与支給明細書で確認できる賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ているとされていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 15 年 7 月 11 日、同年 12 月 12 日、16 年 7 月 12 日、同年 12 月 10 日、17 年 7 月 13 日、同年 12 月 12 日、18 年 7 月 12 日、同年 12 月 12 日、19 年 7 月 12 日及び 20 年 12 月 12 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(平成 15 年 12 月 12 日については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主は、当該期間の賞与から控除した厚生年金保険料について、申立人に対して返還したと主張しているが、今般の申立て時点においては、

上記保険料に係る被保険者期間から2年以上が経過している上、事業主は、申立人が当該申立てを行った後に送金を行っていることから、当該送金を理由に当該期間の賞与に係る保険料の控除は行っていないものとする事業主の主張は認め難い。

- 2 申立期間③について、申立人に係るオンライン記録において、平成16年6月25日に賞与支給の記録が確認できるが、申立人自身は、同日に賞与の支給は無く、同年の夏季賞与は同年7月12日（申立期間④）に支給されたと主張している。

そこで、オンライン記録を見ると、申立人の上記賞与支給記録は、平成17年12月8日に遡及して入力処理されたものであることが確認できるところ、同日付けで申立人と同じ賞与支給日が記録された同僚一人については、申立事業所からの訂正届出に基づいて、当該賞与支給日を16年7月12日に訂正する処理が23年7月22日付けで行われていること、及び16年6月25日の賞与支給に係る資料等を確認できないことから、申立人についても、同年の夏季賞与は同年7月12日に支給されたものと認められる。

- 3 申立期間⑩について、申立人は、当該期間に係る賞与支給明細書として、
 - i)健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料が控除されていないものと、
 - ii)健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料が控除されているものの2枚及び当該期間に係る賞与の振込がなされている金融機関口座の通帳（写し）を提出した上で、「当初、各種社会保険料控除の無い明細書に基づく賞与額が支給されたが、後日、各種社会保険料が控除された明細書に基づく賞与額に訂正された。」と主張している。

しかし、上記i)及びii)の明細書には、いずれにも発行日付の記載は無く、上記通帳（写し）の申立期間に係る賞与振込額は、上記i)の明細書における賞与支払額と一致しているところ、一方で、ほかに申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑩に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日は昭和20年8月22日、同社D営業所における資格取得日は同年8月22日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から22年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は同社D営業所管轄のE事務所に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び人事記録から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務（昭和20年8月1日にA社C営業所から同社D営業所に異動）していたことが認められる。

また、B社は、「昭和19年6月以前の国内在籍者全員が団体郵便年金に加入し、同年10月よりの厚生年金保険については適用除外申請をして加入していない。」としており、申立期間直前に加入記録の有るA社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に係る備考欄に「郵」の押印が確認できることから、申立人は入行時から、団体郵便年金の被保険者であったと考えられる。

さらに、B社は、「確認できる資料は無いが、申立人の場合、A社D営業所への異動の際、厚生年金保険の除外申請を行ったはずである。」としている。

加えて、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和22年9月1日にA社D営業所で厚生年金保険の資格を取得し、同年9月30日に資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険庁（当時）の資料には、団体郵便年金に加入している場合には、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金掛金の労働者年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険の適用除外」及び「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という三つの調整が行われており、同資料には、『団体郵便年金加入期間の取扱い』（昭和 46 年 8 月 27 日施行伺い定め）として、「旧台帳に団体郵便年金加入の表示がある場合は次により被保険者期間と認めることとする。」、「取得年月日は、旧台帳に記入されている取得年月日とする。」、「旧台帳に（取得年月日が）記入されていない場合は、その台帳記号番号の前後の台帳等から判断する。」及び「喪失年月日は、昭和 22 年 9 月 1 日を限度とし、本人の職歴に基づくものとする。」との記述が確認できる。

一方、オンライン記録において、異動先の A 社 D 営業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 20 年 8 月 22 日であることから、同社 D 営業所が適用事業所となるまでの期間は、申立人は、同社 C 営業所で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の A 社 C 営業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 8 月 22 日、同社 D 営業所における資格取得日は同年 8 月 22 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和60年1月を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年9月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月1日から60年2月21日まで
② 昭和60年4月22日から61年4月6日まで
③ 平成8年9月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便により、C社で勤務した期間のうち申立期間①、A社で勤務した申立期間②、及びB社で勤務した期間のうち申立期間③について、年金事務所で記録されている標準報酬月額に基づく保険料納付額より、実際に給与から控除された保険料控除額の方が高いことが分かった。

申立期間の給料支払明細書等を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額を、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間①のうち、昭和60年1月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、当該事業所が加入している厚生年金基金における標準報酬月額の記録が、当該期間に係るオンライン記録と一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③については、申立人提出の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立人の標準報酬月額を28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は平成14年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主からの回答も得られないほか、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和59年7月1日から60年1月1日までの期間及び申立期間②のうち、同年4月22日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書で確認又は推認できる保険料控除額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額又は同記録より低額である。したがって、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和60年6月1日から61年4月6日までの期間の標準報酬月額については、申立人は給料支払明細書等を保管していない上、A社は平成2年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除額等を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月1日から55年10月1日までの期間及び平成9年4月1日から13年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和52年4月から55年9月までは20万円、平成9年4月から13年1月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から平成16年12月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が給与支給額より低い金額となっている。

申立期間のうち、一部期間について給与振込額を確認できる預金通帳（写し）を提出するので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、同一の業務に従事していた同僚提出の給料明細書及び申立人提出の預金通帳（写し）から算出される報酬月額又は厚生年金保険料控除額から判断すると、申立期間のうち、昭和52年

4月から55年9月までは20万円、平成9年4月から13年1月までは50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は得られなかったが、上記の同僚提出の給料明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料明細書等で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年4月1日から52年4月1日までの期間、55年10月1日から平成9年4月1日までの期間及び15年1月1日から16年12月1日までの期間については、同僚並びに申立人から報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料の提出は得られず、申立人主張の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間のうち、平成13年2月1日から15年1月1日までの期間については、申立人提出の上記預金通帳（写し）及び同僚提出の給料明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額となっている。

このほか、当該期間において、申立人主張の給与支給額に基づき、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月14日から11年8月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、5年1月から同年9月までは26万円、同年10月から6年3月までは34万円、同年4月から8年9月までは26万円、同年10月から9年9月までは34万円、同年10月から10年1月までは41万円、同年2月から11年7月までは20万円に訂正することが必要である。

また、当該期間のうち、平成10年2月1日から11年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の当該期間に係る標準報酬月額(20万円)を41万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成11年8月1日から20年6月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、11年8月から14年6月までは41万円、同年7月から18年2月までは50万円、同年3月から同年8月までは41万円、同年9月から同年12月までは38万円、19年1月から同年8月までは41万円、同年9月から20年5月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成10年2月から20年5月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月14日から20年6月1日まで

年金事務所の記録によると、A社における申立期間の標準報酬月額が、当時の給与支給額に比べて著しく低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年1月14日から11年8月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、5年1月から同年9月までは26万円、同年10月から6年3月までは34万円、同年4月から8年9月までは26万円、同年10月から9年9月までは34万円、同年10月から10年1月までは41万円、同年2月から11年7月までは20万円と記録されていたところ、12年4月6日付けで、5年1月に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正処理は6度の定時決定（平成5年10月1日、6年10月1日、7年10月1日、8年10月1日、9年10月1日及び10年10月1日）を超えて行われているほか、2度の随時改定（平成6年4月1日及び10年2月1日）が取り消されているなど、不自然な処理が行われていることがうかがえる。

さらに、事業主は、当該遡及訂正処理について、「平成12年当時、会社の経営状態が悪化したことから、社会保険事務所からの指導を受け、自身と申立人の標準報酬月額を遡って本来よりも低い額に変更する手続を行った。」旨を具体的に陳述しており、オンライン記録によると、当該事業主についても、申立人と同様に平成12年4月6日付けで、5年1月14日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿によると、申立人は、平成8年12月*日から現在に至るまで同社の取締役役に就任していることが確認できるが、同社の事業主は、「当社における社会保険、経理及び財務事務等は私が直接担当していた。申立人はB業務を担当しており、当社に在職中は社会保険事務に関与しておらず、関与できる立場でもなかった。」と陳述している上、同僚からも、「申立人はB業務を担当していたので、給与計算及び社会保険事務に関与することはなかったと思う。そのような業務は、A社の代表取締役が取り仕切っていた。」との陳述が得られた。

これらの事実を総合的に判断すると、平成12年4月6日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、5年1月14日に遡って申立人の標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立期間のうち、同年1月14日から11年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、5年1月から同年9月までは26万円、同年10月から6年3月までは34万円、同年4月から8年9月までは26万円、同年10月から9年9月までは34万円、同年10月から10年1月までは41万円、同年2月から11年7月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の標準報酬月額は、平成11年8月1日の随時改定により一旦、

9万8,000円と記録（当該随時改定は、平成12年4月6日付けで取り消しされている。）されていたところ、当該改定については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

一方、申立期間のうち、上記訂正後の期間を含む平成10年2月1日から20年6月1日までの期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成16年1月1日から17年11月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の市・県民税額の通知書等において確認できる給与支給額又は保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成17年11月1日から20年6月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書における保険料控除額から、17年11月から18年2月までは50万円、同年3月から同年8月までは41万円、同年9月から同年12月までは38万円、19年1月から同年8月までは41万円、同年9月から20年5月までは38万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成10年2月1日から11年8月1日までの期間について、申立人は給与支払明細書及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書等の資料を所持しておらず、給与支給額及び保険料控除額は確認できないが、i) 申立人は、給与受取預金口座に係る普通預金月中取引記録表(控)を提出しているところ、当該取引記録表を見ると、9年10月から12年12月までの期間における所得税及び社会保険料の源泉徴収後の給与手取額は、ほぼ同じ額となっていること、ii) 10年2月から11年7月までの期間の直前である9年10月から10年1月までの期間における上記遡及訂正前の標準報酬月額は、41万円と記録されており、当該期間を含む9年10月から11年7月までの期間における各月の給与手取額は同額となっていることを踏まえると、申立人は、10年2月から11年7月までの期間においても、その直前の期間と同様に41万円を超える給与の支給を受け、その給与から41万円の標準報酬月額に見合う額の保険料が控除されていたことが推認される。また、当該標準報酬月額(41万円)は、当該期間における上記遡及訂正処理前の標準報酬月額(20万円)を上回っていることから、10年2月から11年7月までの期間に係る標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

加えて、申立期間のうち、平成11年8月1日から14年7月1日までの期間

について、当該期間もその直前の期間と同様、給与支給額及び保険料控除額が確認できる資料の提出は無いが、申立人は、上記普通預金月中取引記録表（控）及び同給与受取口座の通帳の写しを提出しているところ、同取引記録表等を見ると、当該期間に係る申立人の給与手取額は、当該期間の直前の期間である9年10月から11年7月までの期間と同額又は上回っており、申立人も、「当該期間とその直前の期間において、給与の額が大きく変わることはなかった。」旨陳述していることから、申立人は同年8月から14年6月までの期間においても、その直前の期間と同様に41万円を超える給与の支給を受け、その給与から41万円の標準報酬月額に見合う額の保険料が控除されていたことが推認される。したがって、11年8月から14年6月までの期間に係る標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成14年7月1日から16年1月1日までの期間について、当該期間の直後である同年1月から17年5月までの標準報酬月額は、前述のとおり50万円であったことが認められるところ、14年7月から15年12月までの申立人の給与手取額は、16年1月から17年5月までの同手取額を上回っていることが確認できることから、14年7月から15年12月までは、50万円を超える額の給与が支給され、かつ、少なくとも50万円の標準報酬月額に見合う額の保険料が控除されていたものと推認される。したがって、14年7月から15年12月までの期間に係る標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

なお、平成10年2月1日から20年6月1日までの期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者報酬月額変更届において、本来届け出べき報酬月額を意図的に引き下げて届け出たことを認めていることから、事業主は上記の市・県民税額の通知書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年6月24日から52年6月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を51年6月24日に、資格喪失日に係る記録を52年6月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月1日から53年6月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を52年7月1日に、資格喪失日に係る記録を53年6月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月1日から54年6月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を53年7月1日に、資格喪失日に係る記録を54年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月24日から52年6月20日まで
② 昭和52年7月1日から53年6月19日まで
③ 昭和53年7月1日から54年6月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、私が、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

A社に勤務していた期間を確認できる在職証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、雇用保険の加入記録、申立人提出の在職証明書及び複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間を含めA社において、期間契約によるC職として勤務していたことが確認できる。

また、同僚は、「当時、A社では、期間契約のC職については全て厚生年金保険に加入させていたため、契約期間の途中で退職しない限り給与から厚生年金保険料は控除されていたはずである。」旨陳述している。

さらに、上記とは別の同僚は、「A社における期間契約C職の契約期間は1年であり、1年ごとに数日間退職扱いとして、その後、退職しない限り再契約は自動的に更新されていた。また、契約更新に当たって、厚生年金保険への継続加入の希望を聞かれるようなことはなく、一旦、資格喪失手続きが行われた後は、すぐに被保険者資格の再取得手続きが行われていた。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時、被保険者資格を喪失している者のうち、退職したとみられる者を除くと、その大部分の者が被保険者資格を喪失した数日後に同社で被保険者資格を再取得していることが確認できる。

なお、雇用保険の加入記録等により、申立人は、昭和51年5月1日から58年2月20日までA社に勤務していたことが確認できるところ、複数の同僚の陳述及び厚生年金保険被保険者記録から、同社は、申立期間当時、被保険者資格を取得した従業員を1年程度で一旦、資格を喪失させて数日後に再取得させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一の業務に従事していた同僚の昭和51年6月、52年7月及び53年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、51年6月から52年5月までは9万8,000円、同年7月から53年5月までの期間及び同年7月から54年5月までの期間は9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しているものの、当該事業所に係る前述の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業

主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 6 月から 52 年 5 月までの期間、同年 7 月から 53 年 5 月までの期間及び同年 7 月から 54 年 5 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、実際の給与額は40万円であったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間直前の平成16年9月までは申立人の主張する給与額（40万円）に見合う標準報酬月額（41万円）となっているが、同年10月から最低額である9万8,000円に改定されている。

しかし、申立期間当時の事業主は、「申立人の給与額は申立期間も40万円であり、厚生年金保険料も申立期間前の標準報酬月額に基づく額を引き続き控除していた。」と陳述している。

また、当時の取締役の一人も、「A社は当時、厚生年金保険料を滞納していたため、従業員の標準報酬月額を最低額に変更する届を社会保険事務所（当時）に提出した。しかし、その後も最低額の標準報酬月額に基づく保険料ではなく、実際の給与額に見合う保険料を従業員の給与から控除し続けた。」と陳述している。

さらに、申立人の同僚で、平成16年9月までは32万円であった標準報酬月額が、申立人と同月の同年10月から9万8,000円に下がっている者から提出のあった給与明細書を見ると、申立期間も従前の標準報酬月額（32万円）に

見合う給与が支給され、厚生年金保険料も 32 万円の標準報酬月額に基づく額が控除されていることが確認でき、前述の取締役の陳述と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たとしていることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月29日及び19年8月10日は27万4,000円、同年12月29日は28万6,000円、20年8月12日は29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成19年8月10日
③ 平成19年12月29日
④ 平成20年8月12日

A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後に年金事務所に届出を行い記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかったため、申立期間の記録は年金給付に反映されないものとなっている。

保険料は賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与台帳により、申立人は、平成18年12月29日、19年8月10日、同年12月29日及び20年8月12日において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 18 年 12 月 29 日及び 19 年 8 月 10 日は 27 万 4,000 円、同年 12 月 29 日は 28 万 6,000 円、20 年 8 月 12 日は 29 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 23 年 9 月 12 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成 18 年 12 月 29 日、19 年 8 月 10 日、同年 12 月 29 日及び 20 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月29日は24万4,000円、19年8月10日は19万6,000円、同年12月29日は23万9,000円及び20年8月12日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成19年8月10日
③ 平成19年12月29日
④ 平成20年8月12日

A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後に年金事務所に届出を行い記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかったため、申立期間の記録は年金給付に反映されないものとなっている。

保険料は賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与台帳により、申立人は、平成18年12月29日、19年8月10日、同年12月29日及び20年8月12日において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ

とが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 18 年 12 月 29 日は 24 万 4,000 円、19 年 8 月 10 日は 19 万 6,000 円、同年 12 月 29 日は 23 万 9,000 円、20 年 8 月 12 日は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 23 年 9 月 12 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成 18 年 12 月 29 日、19 年 8 月 10 日、同年 12 月 29 日及び 20 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月29日は29万3,000円、19年8月10日は22万5,000円、同年12月29日は24万8,000円、20年8月12日は23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成19年8月10日
③ 平成19年12月29日
④ 平成20年8月12日

A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後に年金事務所に届出を行い記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかったため、申立期間の記録は年金給付に反映されないものとなっている。

保険料は賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与台帳により、申立人は、平成18年12月29日、19年8月10日、同年12月29日及び20年8月12日において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ

とが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 18 年 12 月 29 日は 29 万 3,000 円、19 年 8 月 10 日は 22 万 5,000 円、同年 12 月 29 日は 24 万 8,000 円、20 年 8 月 12 日は 23 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 23 年 9 月 12 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成 18 年 12 月 29 日、19 年 8 月 10 日、同年 12 月 29 日及び 20 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月29日は27万4,000円、19年8月10日は25万4,000円、同年12月29日は28万6,000円、20年8月12日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成19年8月10日
③ 平成19年12月29日
④ 平成20年8月12日

A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後に年金事務所に届出を行い記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかったため、申立期間の記録は年金給付に反映されないものとなっている。

保険料は賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与台帳により、申立人は、平成18年12月29日、19年8月10日、同年12月29日及び20年8月12日において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ

とが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 18 年 12 月 29 日は 27 万 4,000 円、19 年 8 月 10 日は 25 万 4,000 円、同年 12 月 29 日は 28 万 6,000 円、20 年 8 月 12 日は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 23 年 9 月 12 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成 18 年 12 月 29 日、19 年 8 月 10 日、同年 12 月 29 日及び 20 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月29日は27万4,000円、19年8月10日は29万3,000円、同年12月29日は28万6,000円、20年8月12日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日
② 平成19年8月10日
③ 平成19年12月29日
④ 平成20年8月12日

A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後に年金事務所に届出を行い記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかったため、申立期間の記録は年金給付に反映されないものとなっている。

保険料は賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与台帳により、申立人は、平成18年12月29日、19年8月10日、同年12月29日及び20年8月12日において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこ

とが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 18 年 12 月 29 日は 27 万 4,000 円、19 年 8 月 10 日は 29 万 3,000 円、同年 12 月 29 日は 28 万 6,000 円、20 年 8 月 12 日は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 23 年 9 月 12 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成 18 年 12 月 29 日、19 年 8 月 10 日、同年 12 月 29 日及び 20 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年9月1日から19年1月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低額になっている。

給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の当該期間に係る給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和29年10月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月7日から30年7月20日まで

私は、昭和20年10月にD市のA社に入社し、29年10月10日に同社B営業所に転勤したが、同営業所が閉鎖した44年1月に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和29年10月7日にA社E営業所から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の人事記録等の資料が無いため、納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成8年12月から9年3月までは41万円、同年4月から10年7月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から10年8月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より著しく低い額になっている。

正しい標準報酬月額が確認できる「市民税・県民税証明書」を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成8年12月から9年3月までは41万円、同年4月から10年7月までは50万円と記録されていたところ、同年7月24日付けで、8年12月から9年9月までは15万円、同年10月から10年7月までは9万8,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された平成9年分所得に係る市・県民税（住民税）証明書及び雇用保険の離職時賃金日額の記録から、申立期間当時、申立人は、当該遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与を事業主により支給されていたことが推認できる。

また、オンライン記録により、A社における厚生年金保険被保険者8人（申立人を除く。）のうち5人についても、申立人と同様に、平成10年7月24日付けで8年12月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できるところ、社会保険事務所の不納欠損決議書により、申立期間当時、同社において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

さらに、商業登記簿により、申立人はA社の役員ではなかったことが確認で

きるところ、同社及び関連会社であるB社において、厚生年金保険の被保険者記録の有る11人のうち、連絡先の判明した8人に事情照会したところ、回答の有った5人のうち4人が、「代表取締役がA社の業務を全て取り仕切っており、申立人は、代表取締役の指示に従う忠実な部下であった。」旨陳述している上、A社の事務に携わっていた社外の者にも事情照会したところ、「遡及訂正手続については不明であるが、A社は代表取締役が取り仕切っており、申立人は、社会保険事務手続には関与していなかったと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年7月24日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、また、社会保険事務所が行った当該遡及減額訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、8年12月から9年3月までは41万円、同年4月から10年7月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から同年10月1日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成9年1月から同年9月までの期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。

申立期間の給与支給額は、標準報酬月額59万円に相当する額であったので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る平成9年所得税源泉徴収簿及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているものの、社会保険事務所（当時）における申立期間の標準報酬月額記録は、A社が加入するB厚生年金基金における申立人の当該期間に係る報酬標準給与月額の記録と一致しており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って同じ金額を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、32 万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額及び厚生年金基金の報酬標準給与月額の記録より低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 28 万円と記録されているところ、A社が加入していたB厚生年金基金提出の申立人に係る加入員記録から、申立人の申立期間における報酬標準給与月額は 32 万円であることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の約半年後に被保険者資格を取得していることが確認でき、入社時から社会保険事務を担当していたとする同僚は、「私が入社した時にA社が使用していた厚生年金保険及び厚生年金基金の届出書は、既に複写式の様式であったので、申立期間の当該届出書も複写式であったと思う。また、厚生年金保険の標準報酬月額及び厚生年金基金の報酬標準給与月額を相違する金額で届け出たとは考え難い。」旨陳述している。

さらに、申立人が所持する申立期間の給与支給明細書（紛失したとする昭和 59 年 11 月分を除く。）において確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、32 万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、32 万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 24 日

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与明細書により、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書及び事業主の陳述から判断すると、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の支給額及び保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和21年8月1日に、資格喪失日に係る記録を22年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から22年3月15日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社で私と同時期に同じ業務に従事していた同僚には加入記録が有るのに、私に加入記録が無いことには納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述及び同人らの厚生年金保険被保険者記録から判断して、申立人が、申立期間にA社で継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び元同僚二人は、「申立人と申立人が氏名を記憶している元同僚3人は同級生であり、同時期にA社に入社した。このうちの2人は、申立人と同じ勤務形態で勤務し、同じ業務内容だった。」旨陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該元同僚3人は、申立期間の始期に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間中に被保険者記録が有り連絡先が判明した者に照会し、複数の元従業員からA社で勤務していた者として、10人(前述の元同僚3人のうちの1人を含む。)の氏名を聴取することができたところ、同名簿を見ると、当該10人全員が同社で被保険者資格を取得していることが認められる上、複数の元従業員から聴取した同社の各営業所の従業

員数の合計は、同名簿で確認できる申立期間当時の被保険者数とほぼ符合することから、申立期間当時、同社においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同種の業務に従事していたとする同僚のA社における標準報酬月額から、150円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和25年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主と思われる者も連絡先不明のため確認することはできないが、申立期間に係る前述の被保険者名簿に健康保険整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る21年8月から22年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年4月1日から同年9月1日までの期間及び17年4月1日から21年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、16年4月から同年8月までは36万円、17年4月から20年3月までは50万円、同年4月から21年3月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年4月1日から22年4月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間及び21年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、同年4月から22年3月までは44万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成16年11月30日、17年8月31日、18年1月31日及び19年1月31日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、16年11月30日は15万円、17年8月31日は23万2,000円、18年1月31日は26万2,000円、19年1月31日は11万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から同年9月1日まで
② 平成17年4月1日から22年4月1日まで

- ③ 平成 16 年 11 月 30 日
- ④ 平成 17 年 8 月 31 日
- ⑤ 平成 18 年 1 月 31 日
- ⑥ 平成 19 年 1 月 31 日

私の年金記録を見ると、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、当時の給与支給額に比べて低額となっているので、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

また、A社で勤務した期間のうち、申立期間③、④、⑤及び⑥に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届けとなっているが、賞与支給明細書によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間③、④、⑤及び⑥について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断している。

申立期間①及び②のうち、平成17年4月1日から21年4月1日までの期間、申立期間③、④、⑤及び⑥については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、申立期間②のうち、同年4月1日から22年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから厚生年金保険法を適用する。

申立人は、A社における申立期間①及び②のうち、平成17年4月1日から21年4月1日までの期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と異なっていると申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成16年4月から同年8月までは36万円、17年4月から20年3月までは50万円、同年4月から21年3月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡しており不明であるが、上記のとおり、申立人に係る給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成21年4月1日から22年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、36万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与支給明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間及び21年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成21年4月から22年3月までは44万円に訂正することが妥当である。

次に、申立期間③、④、⑤及び⑥について、申立人提出の賞与支給明細書により、申立人は、当該期間に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年11月30日は15万円、17年8月31日は23万2,000円、18年1月31日は26万2,000円、19年1月31日は11万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡しているため事情照会することができないが、申立期間当時の社会保険事務担当者は、申立期間に係る被保険者賞与支払届の提出を失念し、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年11月30日、17年8月31日、18年1月31日及び19年1月31日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和31年10月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から同年10月10日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社から同じグループ会社であったC社（現在は、B社）に転籍した際の厚生年金保険被保険者記録が1か月間欠落している。
申立期間を含めて同じグループ会社において継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社における福利厚生業務を独立して行っているD社が保管している申立人の「経歴書」及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務（昭和31年10月10日にA社からC社に転籍）していたことが推認される。

なお、上記D社は、「A社及びC社はグループ会社であった。」と回答しているほか、同社提出の資料などから、当時、A社及びC社は関連会社であったことがうかがえる。

また、D社からは、「当社のグループ会社間における転籍の場合、転籍前の事業所が転籍するまでの期間に係る厚生年金保険料を控除することを通例としていたので、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料は、A社において控除されていたものと考えられる。」旨回答が得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年8月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、D社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月10日

厚生年金保険の加入記録では、A社で支給された賞与についての記録が一部無かったが、事業主が届出書の提出漏れを認め、年金事務所に訂正届を提出した。

しかし、申立期間については、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映されない記録となっている。

事業主から申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の控除額が確認できる賞与台帳を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を年金給付に反映させるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成21年4月10日に係る標準賞与額については、A社提出の賞与台帳において確認できる保険料控除額から、10万4,000円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届の提出を行っておらず、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 21 年 4 月 10 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月10日

厚生年金保険の加入記録では、A社で支給された賞与についての記録が一部無かったが、事業主が届出書の提出漏れを認め、年金事務所に訂正届を提出した。

しかし、申立期間については、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映されない記録となっている。

事業主から申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の控除額が確認できる賞与台帳を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を年金給付に反映させるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の平成21年4月10日に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届の提出を行っておらず、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成21年4月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 4 月 10 日

厚生年金保険の加入記録では、A社で支給された賞与についての記録が一部無かったが、事業主が届出書の提出漏れを認め、年金事務所に訂正届を提出した。

しかし、申立期間については、時効により保険料を納付することができず、年金給付に反映されない記録となっている。

事業主から申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の控除額が確認できる賞与台帳を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を年金給付に反映させるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成21年4月10日に係る標準賞与額については、A社提出の賞与台帳において確認できる保険料控除額から、10万4,000円とす

ることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届の提出を行っておらず、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 21 年 4 月 10 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年11月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46年10月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年11月から45年7月までは4万2,000円、同年8月から46年7月までは5万2,000円、同年8月及び同年9月は6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月26日から46年10月16日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。
しかし、A社では、昭和41年に入社してから平成16年に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間もA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、B社から提出された申立人に係る「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書」には社会保険事務所の公印が押されていることから、事業主は、申立人のA社C営業所における資格取得日を昭和44年11月26日、資格喪失日を46年10月16日として社会保険事務所に届出を行い、社会保険事務所は事業主に対し、申立人の当該資格の取得及び喪失についての確認通知を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録において、前述の「被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている他の被保険者3人は、同通知書に記載のとおりの日付で資格

を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年11月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46年10月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「被保険者資格喪失確認通知書」並びに申立人と年齢及び職種が同じで、かつ申立期間前後の標準報酬月額が同水準である同僚のオンライン記録から、昭和44年11月から45年7月までは4万2,000円、同年8月から46年7月までは5万2,000円、同年8月及び同年9月は6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成4年9月から5年3月までは26万円、同年4月から6年10月までは30万円、同年11月から7年4月までは26万円、同年5月から8年2月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月1日から平成8年7月1日まで
ねんきん定期便により、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低い額で記録されていることが分かった。
保管している一部期間の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成7年1月1日から8年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、7年1月から同年4月までは26万円、同年5月から同年12月までは30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年9月1日から7年1月1日までの期間、8年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年7月1日までの期間については、申立人から提出された普通預金通帳の写しを見ると、上記期間の給与振込額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っている上、給与明細書の存在する期間とおおむね同水準の額であることが確認できる。

さらに、保険料控除額について、同僚の上記期間における保険料控除額は、申立人の保険料控除額が給与明細書により確認できる平成7年の額とほぼ一致していることが、同僚から提出された給与明細書により確認できることから、申立人も同様に、上記期間において、給与明細書により保険料控除額が確認できる同年と同水準の保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書及び預金通帳の写しから判断して、平成4年9月から5年3月までは26万円、同年4月から6年10月までは30万円、同年11月及び同年12月は26万円、8年1月、同年2月及び同年4月から同年6月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、上記給与明細書等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和62年5月1日から平成4年9月1日までの期間については、当時の事業主は詳しいことは分からないとしており、申立人も給与明細書、源泉徴収票及び預金通帳等を保管していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを推認できない。

また、申立期間のうち、平成8年3月1日から同年4月1日までの期間については、申立人提出の預金通帳の写しにおいて給与振込が確認できないところ、申立人は、「平成8年3月は給与が支払われず、保険料の控除もなかった。」としている。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成16年6月から17年1月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から16年4月1日まで
② 平成16年6月1日から17年2月1日まで

私は、申立期間①において、A社で勤務し、申立期間②において、B社で勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間①の標準報酬月額は24万円、申立期間②の標準報酬月額は26万円となっており、当時受け取っていた給与とは相違しているので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②について、申立人提出の申立期間に係る給与明細書並びにC市保存の課税台帳照会において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成16年6月から同年11月までは41万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成16年12月及び17年1月については、C市保存の課税台帳照会において、給与支給額(月額40万円)は確認できるものの、保険料控除額については記載されておらず確認できない。

しかしながら、同僚から提出のあった給与明細書及び給与所得の源泉徴収票から算出された平成14年6月から17年6月までの期間の計37か月の給与支給額に見合う標準報酬月額並びに保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回る額となっており、当該期間の保険料控除額は、いずれの月も、給与支給額に見合う標準報酬月額に相当する保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人の16年12月及び17年1月の給与からも、当該同僚の保険料控除の状況及び申立人から提出のあった16年7月から同年10月までの給与明細書において確認できる保険料控除と同じように、給与支給額（月額40万円）に見合う標準報酬月額41万円に相当する保険料が控除されていたことが推認される。

以上のことから、申立期間のうち、平成16年12月及び17年1月は、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成22年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間①について、申立期間のうち、平成15年11月から16年3月までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書及びC市保存の課税台帳照会の保険料控除額から算定される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成15年9月及び同年10月については、給与明細書等の資料が無いことから、給与支給額及び保険料控除額を確認することはできない。

さらに、A社は、平成22年3月*日に破産している上、事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間当時の保険料控除等について、確認することはできない。

このほか、申立人が、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月31日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。平成5年7月1日から6年7月31日まで同社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社発行の給与支給明細書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（平成6年8月1日にA社から関連会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額及び申立人のA社における平成6年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成6年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を《標準賞与額》(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年5月25日

A社(現在は、B社)において、育児休業を取得していた期間に支給を受けた賞与に係る申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。その後、同社は年金事務所に賞与支払届を提出したが、既に時効が成立していることから、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の給付に反映しない記録となっているので、給付に反映されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された源泉徴収簿兼賞与台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、申立人は、平成17年5月25日に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、申立人に係る《免除期間》(別添一覧表参照)について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、上記被保険者賞与支払届により、事業主は、申立てに係る賞与の届出を厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料徴収の時効が成立した後である平成23年10月に年金事務所に対して提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の賞与支払届が提出されておらず、同法第75条の規

定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された源泉徴収簿兼賞与台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届における賞与額から、《標準賞与額》(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	免除期間	標準賞与額
12999	女		昭和39年生		平成16年11月から19年7月までの期間	16万7,000円
13000	女		昭和41年生		平成16年8月から17年5月までの期間	12万6,000円
13001	女		昭和42年生		平成16年12月から18年4月までの期間	17万7,000円
13002	女		昭和38年生		平成17年4月から19年12月までの期間	21万9,000円
13003	女		昭和42年生		平成17年4月から18年3月までの期間	17万7,000円
13004	女		昭和44年生		平成16年12月から18年3月までの期間	21万9,000円
13005	女		昭和45年生		平成16年11月から19年8月までの期間	12万5,000円
13006	女		昭和45年生		平成16年11月から18年3月までの期間	17万7,000円
13007	女		昭和46年生		平成16年9月から19年4月までの期間	16万7,000円
13008	女		昭和44年生		平成16年12月から19年1月までの期間	18万8,000円
13009	女		昭和45年生		平成17年4月から18年8月までの期間	17万4,000円
13010	女		昭和46年生		平成17年3月から19年3月までの期間	18万4,000円
13011	女		昭和45年生		平成16年6月から19年3月までの期間	16万5,000円
13012	女		昭和48年生		平成16年12月から17年5月までの期間	16万5,000円
13013	女		昭和47年生		平成16年9月から17年5月までの期間	17万9,000円
13014	女		昭和47年生		平成17年2月から18年3月までの期間	16万7,000円
13015	女		昭和47年生		平成16年12月から18年3月までの期間	18万2,000円
13016	女		昭和46年生		平成17年4月から19年3月までの期間	17万円
13017	女		昭和48年生		平成17年1月から18年3月までの期間	17万7,000円
13018	女		昭和48年生		平成17年4月から18年6月までの期間	11万9,000円
13019	女		昭和48年生		平成17年1月から18年4月までの期間	12万3,000円
13020	女		昭和47年生		平成17年4月から18年4月までの期間	17万2,000円
13021	女		昭和47年生		平成17年1月から同年9月までの期間	17万円
13022	女		昭和47年生		平成17年4月から同年11月までの期間	17万7,000円
13023	女		昭和47年生		平成17年1月から19年3月までの期間	12万5,000円
13024	女		昭和47年生		平成17年4月から18年8月までの期間	16万2,000円
13025	女		昭和48年生		平成17年4月から18年9月までの期間	16万7,000円
13026	女		昭和49年生		平成16年9月から17年5月までの期間	11万7,000円
13027	女		昭和49年生		平成17年4月から18年10月までの期間	17万4,000円
13028	女		昭和50年生		平成17年4月から同年7月までの期間	17万4,000円
13029	女		昭和50年生		平成17年4月から18年4月までの期間	17万4,000円
13030	女		昭和48年生		平成17年4月から18年5月までの期間	17万7,000円
13031	女		昭和48年生		平成17年2月から18年4月までの期間	12万3,000円
13032	女		昭和49年生		平成17年3月から18年9月までの期間	17万4,000円
13033	女		昭和51年生		平成16年11月から17年9月までの期間	11万5,000円
13034	女		昭和53年生		平成17年4月から同年9月までの期間	11万7,000円
13035	女		昭和52年生		平成16年12月から18年6月までの期間	11万9,000円
13036	女		昭和51年生		平成16年8月から18年3月までの期間	11万9,000円
13037	女		昭和51年生		平成17年1月から18年3月までの期間	17万4,000円
13038	女		昭和51年生		平成16年11月から18年3月までの期間	11万9,000円
13039	女		昭和52年生		平成17年2月から18年3月までの期間	17万2,000円
13040	女		昭和57年生		平成17年4月から18年9月までの期間	8万6,000円
13041	女		昭和56年生		平成16年12月から19年8月までの期間	10万1,000円
13042	女		昭和37年生		平成16年9月から17年11月までの期間	19万4,000円
13043	女		昭和43年生		平成16年8月から18年5月までの期間	17万7,000円
13044	女		昭和46年生		平成17年4月から18年3月までの期間	18万2,000円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	免除期間	標準賞与額
13045	女		昭和45年生		平成17年4月から同年8月までの期間	17万7,000円
13046	女		昭和47年生		平成17年4月から同年10月までの期間	16万8,000円
13047	女		昭和47年生		平成17年4月から18年6月までの期間	17万7,000円
13048	女		昭和48年生		平成17年4月から同年11月までの期間	12万3,000円
13049	女		昭和49年生		平成16年12月から19年3月までの期間	17万7,000円
13050	女		昭和49年生		平成17年4月及び同年5月	11万7,000円
13051	女		昭和54年生		平成17年4月から19年2月までの期間	11万7,000円
13052	女		昭和53年生		平成17年1月から18年3月までの期間	10万1,000円
13053	女		昭和47年生		平成17年3月から18年4月までの期間	17万9,000円
13054	女		昭和47年生		平成17年4月から18年9月までの期間	12万5,000円
13055	女		昭和47年生		平成17年4月から同年11月までの期間	17万4,000円
13056	女		昭和49年生		平成17年3月から同年11月までの期間	12万3,000円
13057	女		昭和49年生		平成17年4月から同年11月までの期間	17万4,000円
13058	女		昭和49年生		平成16年7月から18年3月までの期間	11万9,000円
13059	女		昭和49年生		平成16年12月から18年4月までの期間	11万9,000円
13060	女		昭和49年生		平成16年8月から17年11月までの期間	16万2,000円
13061	女		昭和49年生		平成17年4月から同年11月までの期間	12万5,000円
13062	女		昭和48年生		平成17年4月から18年8月までの期間	12万5,000円
13063	女		昭和46年生		平成16年7月から17年11月までの期間	12万5,000円

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 63 年 3 月までの期間及び平成 2 年 4 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月から 63 年 3 月まで
② 平成 2 年 4 月から 3 年 3 月まで

私は、夫が昭和 58 年に会社を退職した後、生活が厳しくなってきたので、A 市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦の免除申請手続を行った。

その後も私が、毎年夫婦の免除申請手続を一緒に行っていたのに、申立期間①が未納とされているのはおかしい。

また、申立期間②については、夫は申請免除期間であるのに、私だけが未納とされているので、記録をよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と連番で払い出されており、その前後の第 3 号被保険者の該当処理日等から、昭和 63 年 10 月頃に初めて申立人夫婦の加入手続が行われたものと推定され、申立人の夫が会社を退職し、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 58 年 2 月 1 日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが、夫婦のオンライン記録により確認できる上、その記録は申立人が所持する夫婦の年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、加入手続が行われた時点において、申立期間①は制度上、免除申請することができない期間であるとともに、申立人が免除申請手続を一緒に行っていたとするその夫も、申立期間①における国民年金保険料は未納となっている。

また、申立人が、申立内容のとおり申立期間①の国民年金保険料について

免除申請するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①当時における免除申請手続の状況について、具体的な記憶は定かではないと陳述している上、申立期間①は5年間以上に及び、この間毎年行っていたとする免除申請及び免除承認の記録が、夫婦同時に、かつ、連続して欠落することは考え難い。

申立期間②について、申立人夫婦のオンライン記録によると、申立期間①直後の昭和63年度は、申立人は国民年金保険料の申請免除期間となっているが、申立人の夫は昭和63年4月から同年10月までの保険料を納付しており、国民年金の加入当時における納付状況が夫婦で異なっている。

また、申立人夫婦に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②及びその直後の平成3年度の国民年金保険料について、夫婦共に免除申請したことが記載されているが、申立期間②は申立人の夫のみ免除が承認され、申立人は免除を却下されたこと、同年度は夫婦共に免除を却下されたことが、それぞれ記録として残されていることが確認できることから、申立人に改めてこの当時の事情について聴取したところ、夫婦一緒に免除申請手続を行っていたとする以外に、申立人から夫婦の所得及び生活状況等に関する具体的な陳述を得ることができなかつたことから、当時の免除をめぐる夫婦の事情については不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6220 (事案 5897 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は昭和 49 年 12 月に会社を退職後、国民年金に加入していなかったが、54 年又は 55 年頃に未納のお知らせが届いたので、夫婦で A 市役所へ出向き国民年金に加入した。その時、職員から過去 2 年ないし 3 年分の未納期間の国民年金保険料を遡って納付するように言われたので、手元の現金を集めて、後日、夫婦の保険料を一緒に納付した。

当時の領収証書は、平成 7 年 1 月の豪雨で濡れてしまったので処分し、証拠となるものは無く残念であるが、納付したことは間違いないので、申立期間に納付記録がないかよく調べてほしいとして、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、納付を認められなかった。

しかし、私は当初、納付金額等について記憶違いしており、市役所で職員から過去の未納保険料を納付できることを聞いた際、「説明計算書メモ」に私が金額を記載したことを思い出し、その内容からすると、納付期間は加入当時から遡って納付が可能な 2 年間であり、納付金額は夫婦二人分で 18 万 800 円ぐらいであった。また、納付場所についても、後日に送付されてきた納付書を市役所の国民年金担当窓口を持参し、現金で一括して国民年金保険料を納付したことを思い出したので、もう一度よく審議の上、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 55 年 7 月にその妻と連番で払い出されている上、申立期間後の納付状況が夫婦同一であることから、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと推認されるところ、申立人の妻の申立期間における保険料も同様に未納である

とともに、申立人及びその妻は、当時における納付書の具体的な入手方法、納付場所及び納付金額等について記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、市役所で職員から過去の未納保険料を納付できることを聞いた際、「説明計算書メモ」に金額を記載したことを思い出し、その内容からすると申立期間の納付金額は、夫婦二人分で 18 万 800 円ぐらいであったと申し立てているが、当該メモについては、紛失して今は無いとしているため、18 万 800 円の根拠について申立人に聴取したところ、申立人が所持する申立期間直後のその妻の領収証書に記載された金額を参考に思い出したと陳述していることから、その根拠に乏しい上、当該金額は申立期間における夫婦二人分の実際の保険料額と異なっている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所の国民年金担当窓口において、現金で一括して納付したことを思い出したと申し立てているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 7 月当時、申立期間の保険料は過年度保険料であり、現年度保険料の収納しか取り扱わない市役所の国民年金担当窓口で納付することができないものと考えられるなど、申立人の今回の申立内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月

私は、留学のため平成18年9月5日に妻と共に海外に転居した。1年後の19年8月に帰国し、諸手続のため夫婦でA市役所に出向いた際、国民年金担当窓口の職員から、18年9月分が未納となるので国民年金保険料を納付するよう指摘を受け、義務であるなら納付しなければならないと思い、妻に保険料を納付するように指示した。

しかし、妻は、私が平成18年8月末日まで勤務していたため、同年9月は実質5日間しか国内に居なかったのに、1か月分の国民年金保険料を納付することに納得がいかなかったため、指示された私の保険料のみを納付し、妻自身の保険料は納付しなかったことから、間違っただけで夫婦二人共に未納とされたのではないかと疑問に思っている。

申立期間に私の納付記録がないか、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年8月に帰国後、その妻と一緒にA市役所に出向いたが、仕事上多忙であったので、今となっては当時の具体的な状況は記憶がなく、申立期間の国民年金保険料についても申立人の妻が納付したので、詳しい事情は分からないとしている。

そこで、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとするその妻に、当時の納付状況について聴取したところ、夫婦で市役所へ行ったことは確かに記憶しており、保険料を納付したという印象はあるが、それを市役所窓口で直接納付したのか、後日、金融機関又は「コンビニ」で納付したのか昔のことでよく覚えていないとし、納付場所及び納付書の様式等について申立人の妻からも具体的な陳述を得ることができない。

また、申立人の妻は、納付書の入手方法について市役所窓口で発行してもらったと思うと陳述しているが、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、市役所窓口で保険料の納付書が発行されることは考え難い上、納付されたデータは金融機関等からの電磁的データをもって収録されるなど、当時は事務処理の機械化が一層促進されていることから、保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が生じる可能性は極めて低いものとされている。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から9年3月まで

私は、平成8年4月から会社に就職する直前の12年3月まではA大学の学生であり、この間、B市で下宿生活をしていた。当時は、年金制度について全く無知であったが、両親から「必ず、これ(国民年金保険料)は払っとけ。」と強く言われていたので、意味も分からず、「コンビニ」又は銀行で国民年金保険料を納付していたが、数年前に届いたねんきん特別便では、申立期間が保険料の申請免除期間とされていた。

年金制度を知らなかった学生が免除申請手続きに行くことは考え難い上、私自身も免除申請手続き及び納付を再開する手続きを行った記憶はなく、両親も「年金だけは、ちゃんと払っているから覚えとけ。」と言っていたので、具体的な証拠は無いが、申立期間が国民年金保険料の納付済期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の実家であるC市において払い出されており、申立人のオンライン記録によると、平成8年7月24日に免除申請手続きが行われ、同年9月13日に申立期間を国民年金保険料の申請免除期間として承認処理したことが確認できるところ、申立人は、同年4月に大学に入学して既にB市で下宿生活をしており、自身では免除申請手続き等を行った記憶はないとしていることから、申立人に係る国民年金の加入手続き及び当該免除申請手続きは、申立人の実家の両親により行われたものとみるのが自然である。これについて、申立人は実家でこれらの手続きを行ったとすれば、その父親は関係がなく、母親が行ってくれていたと思うと陳述しているが、申立人の母親は既に亡くなっているため、申立人に係る保険料の免除及び納付

をめぐる当時の事情を確認することができない。

また、申立人のオンライン記録によると、申立人に係るC市から下宿先のB市への国民年金の住所変更は、申立人が下宿生活を開始したとする翌年の平成9年6月7日になって行われていることが確認できる上、引き続き国民年金保険料の免除申請が承認されるためには、当時は年度単位で毎年申請手続が必要であるところ、前述のとおり、申立人には免除申請手続を行った記憶はないとしていることから、申立人の免除申請手続が行われなかった場合、住所変更後のB市では、申立人に対して平成9年度の現年度保険料の納付書が送付されることとなるが、申立人の納付記録を見ると、申立人は平成9年10月24日に申立期間直後の同年4月から同年10月までの保険料を一括して納付しており、申立人の住所変更時期等と符合するとともに、これ以降は、ほぼ毎月保険料を遅滞なく納付していることが具体的な納付日とともに確認できることなどを踏まえると、申立人に係るこれら一連の社会保険庁(当時)における記録自体に不自然な点は認められない。

さらに、当時申立人の実家の両親と同居していたとみられる申立人の姉も、平成6年6月から会社に就職する直前の9年3月までの期間は、申立人の申立期間を含めて国民年金保険料の申請免除期間となっている上、申立人又はその母親が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から同年 12 月まで

私は、昭和 52 年 9 月に会社を退職後、すぐに A 市役所へ行って、自身で厚生年金保険から国民年金への切替手続きをした。

国民年金保険料は、自宅に届いた（窓口でもらったかもしれない。）納付書で、A 市役所横の金融機関又は B 市の金融機関から継続して納付していた。

申立期間が未納の記録となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 52 年 3 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失後、同市において同資格を再取得した形跡が無く、同年 9 月に同市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きをしたとする申立内容と符合しない。

また、申立人に係る特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳を見ると、B 市への住所変更は昭和 53 年 1 月 31 日付けで行われており、同年同月同日付けで国民年金の任意加入資格を再取得していることが確認できるが、制度上、その時点で申立人が、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 52 年 9 月に遡って任意加入被保険者資格を取得することはできない。

さらに、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄を見ても、昭和 52 年 3 月 1 日に資格を喪失後は、53 年 1 月 31 日に B 市で資格を再取得するまで国民年金に加入した形跡が見当たらないことから、申立期間は任意加入期間における未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金

手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 52 年 3 月まで

昭和 48 年 7 月頃に、母親（継母）が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、母親が、自身の保険料と一緒に、毎月集金人に現金で納付してくれていた。加入当初の集金人は市役所の方で、途中から地区の方が集金人として来ていた。

最近になって年金記録を確認すると、申立期間は未納と分かったほか、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から同年 12 月までは B 社で働いていたものの、母親がこの期間も含め私の国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間を納付済みと認め重複となる期間の保険料を返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿により、資格取得の届出日が昭和 52 年 7 月 27 日と記載されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認でき、48 年 7 月頃に加入手続を行ったとする主張とは一致しない。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される時点において、申立期間のうち一部は、時効の成立により既に納付できないほか、過年度納付が可能である期間について A 市では、集金人は過年度保険料を収納しないとしている上、申立人の保険料を納付したとするその母親は、遡って納付した記憶はないとしている。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付したとしているところ、その母親は、印紙検認方式によって昭和 49 年 7 月まで保険料を納付している年金手帳を持っており、申立人の保険料も一緒に納付したとすれば、申立人についても印紙検認方式で納付する年金手帳

を保持していなければならないが、申立人については、印紙検認方式の納付に使用されないオレンジ色の年金手帳1冊のみ交付されたとしており、申立期間当時の保険料と一緒に納付した事情はうかがえない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 51 年 9 月まで

私は昭和 45 年 4 月頃、住み込みで働いていた会社で事業主に勧められて国民年金に加入し、その後、毎月会社を訪れる集金人にその都度国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料についても、間違いなく納付したにもかかわらず未納期間とされており、納付できないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 9 月に払い出されている上、A 市の国民年金被保険者名簿によると、その作成日は同年 9 月 16 日と記載されていることが確認できることから、申立人に係る加入手続はこの頃に行われたものと推認され、この時点において、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 78 か月に及び、これほどの連続した月数について、行政機関において継続的に事務的過誤があったものとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から15年3月まで

私の母親は、平成11年9月に、A市役所で私の国民年金に係る加入手続を行ない、その後、同市から送られてきた納付書で、平成11年度の7か月分の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付した。翌12年度について、母親は一旦、1年分の保険料を一括で納付したが、その後、学生納付特例措置があることを知り、同市役所へ私の学生証を持参して学生納付特例措置の手続を行ない、これにより同年度1年分の保険料が還付された。

一方、申立期間である平成13年度及び14年度について、母親は学生納付特例措置の手続を行った覚えはないとしているので、母親が金融機関で各年度の国民年金保険料を一括納付してくれたはずである。ところが、ねんきん定期便を見ると、母親が納付してくれたはずの申立期間が、学生納付特例措置により保険料を納付していない期間とされており、納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である平成13年度及び14年度について、その母親が国民年金保険料をそれぞれ一括納付してくれたとしているが、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立期間については学生納付特例期間である旨記録されており、オンライン記録の内容と一致している。また、オンライン記録によると、申立人に係る学生納付特例措置の申請日及び処理日について、13年度は平成13年5月7日申請、同年7月24日処理日、14年度は平成14年4月30日申請、同年7月29日処理日とされている上、社会保険事務所（当時）における事務処理後、同事務所からの連絡を受けて承認結果を登録していたとするA市の国民年金電算台帳によると、申立人に係る学生納付特

例措置の登録日について、平成13年度は平成13年8月8日、平成14年度は平成14年8月8日と社会保険事務所の処理日に間を置かず市において登録されていることから、申立期間を学生納付特例期間とする事務処理に特に不自然な点はみられない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を行ったとするその母親の保険料納付に係る記憶は曖昧であるため、その状況が不明である。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が促進されていることから、記録誤りが生じる可能性は少ないものと考えられる上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 50 年 3 月まで

国民年金の加入については、亡くなった妻に全てを任せていたのではっきりとしたことは分からないが、多分、妻が夫婦二人分の手続を行ったはずである。

国民年金保険料については、妻が全て納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料についても、自営していた店に定期的に来ていた集金人に、妻が納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市において昭和 41 年 10 月頃に職権で払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、戸籍の附票等を見ると、申立人夫婦は、昭和 46 年 6 月 22 日にA市からC市へ転居していることが確認できる一方、同市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、その住所変更届は転居から約 4 年 9 か月後の 51 年 3 月 20 日に行われていることが確認でき、申立人は、転居に伴う国民年金法上の変更手続を適切に行っていなかったことがうかがえる。

また、申立人夫婦の特殊台帳を見ると、「D不在転」及び「確認 48. 4. 1」の事跡が確認できるところ、この点について、日本年金機構では、「D」については、当時、A市がB社会保険事務所（当時）の管轄であったことを示すものであり、また、「不在転」、「確認 48. 4. 1」については、申立人夫婦の所在が確認できない状況が続いたために、昭和 48 年 4 月

1日付けで不在と判断して押印したものと考えられる。」と説明している。

したがって、当該変更届が提出されるより前においては、C市では申立人に対して、集金人による国民年金保険料の収納及び納付書の送付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、その亡妻が、夫婦二人分の保険料を自宅に来た集金人に納付していたはずであると主張するのみで、保険料納付に係る具体的な陳述は一切無く、申立期間の保険料納付等の状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 9 月まで

昭和 50 年 4 月頃、子供が保育所に入ったのをきっかけに、友人から国民年金への加入を勧められたので、A 市 B 区役所 D 出張所まで付き添ってもらい、加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、最初は加入手続の際にその場で 1 か月の保険料を添えて納付し、それ以降は区役所から送られた納付書に 1,400 円程度の現金を添えて、金融機関の窓口で毎月納付していた。

申立期間が納付済期間となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市 C 区において昭和 52 年 10 月 6 日を国民年金任意加入被保険者の資格取得日として、同年 12 月 10 日に払い出されているところ、任意加入被保険者については資格取得日を遡及することはできないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳を見ても、昭和 52 年 10 月 6 日付けで国民年金任意加入被保険者の資格を取得したことが記録されている上、申立人は、これ以外に年金手帳の交付を受けた記憶はないと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付については、「加入当初の 1 か月分を除き、毎月、金融機関の窓口で納付書に 1,400 円程度の現金を添えて納付していた。」としているものの、i) A 市 B 区において納付書による金融機関等での自主納付が開始されたのは、申立期間途中の昭和 51 年 10 月からであること、ii) 同市では、申立期間の保険料は 3 か月ごとに納

付することが通例であったことから、申立人の陳述は制度状況と符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年6月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月から14年3月まで

私は、平成12年6月13日に会社を退職した直後に、夫と一緒にA社会保険事務所（当時）で、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったはずである。

手続き後の国民年金保険料については、夫が、毎月A社会保険事務所で納付書を使用して納付していたはずである。

申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年6月13日に会社を退職し、その直後にA社会保険事務所で、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その後、夫が、毎月同社会保険事務所で申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであるとしている。

しかし、オンライン記録を見ると、退職から約2年後の平成14年5月30日になって、同年4月5日付けの国民年金第3号被保険者資格の取得の記録が、申立人の基礎年金番号に初めて追加処理されていることが確認でき、それより前の期間である申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、当時、社会保険庁（当時）では、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金被保険者として加入すべき期間が未加入となったままの被保険者に対して、当該未加入期間に係る国民年金の適用勧奨を行い、当該適用勧奨に応じなかった場合には、オンライン上において「未適用者一覧表（最終）」が作成されるどころ、オンライン記録を見ると、申立期間について平成14年2月20日付けで申立人が同一覧表の対象者とされていることが確認

でき、同一覧表が作成された時点では、申立人の国民年金被保険者への加入手続は行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、同期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の基礎年金番号の付番について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、また、加入手続及び保険料の納付を担っていたとしている申立人の夫から、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌みとろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成元年2月まで

私は、将来少しでも多額の年金を受け取りたいと考え、平成元年3月に生命保険会社のA保険に切り替えてからは、国民年金保険料を納付しなくなった。しかし、それまでは、国民年金に加入後ずっと保険料を納付してきたのに、私がA保険に加入する前の申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとする根拠として、平成12年10月にA保険を解約した当時、当該A保険に加入する前は申立期間を含めて15年間ぐらいの保険料を納付しており、これ以降60歳までの残り10年間を納付すれば、年金が受給できると考えて納付を再開したことであると陳述しているが、申立人の場合、申立期間が保険料の納付済期間であるとしても、それまでの納付済期間を含めて12年11か月であるとともに、申立人が納付を再開した平成13年3月以降60歳期間満了まで保険料を納付しても7年4か月であり、年金受給資格期間の25年を確保できない状況であると考えられることから、陳述内容と符合しない上、15年間ぐらいとする保険料の納付済期間について、申立人は、当時、特に領収証書等により具体的に確認したものではなく、申立人自身がそう思っただけであると陳述するなど、その根拠に乏しい。

また、申立人は、申立期間当時における国民年金保険料の納付状況に関し、陳述が変遷するなど記憶が定かではない上、申立期間は約6年間に及び、これほどの長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年6月まで

私は、当時、D県の大学に在学中であり、住民票は実家のA市に置いたままB市C区に住んでいたが、実家に私宛ての郵便物が何度も届くため、母親が開封すると私の国民年金の加入書類と国民年金保険料の納付書であったことから、平成5年頃、母親が社会保険事務所（当時）に出向いて私の国民年金の加入手続を行い、未納であった2年3か月分の申立期間の保険料を一括して納付してくれた。

その時、母親が、ほかに未納が無いか職員に確認したところ、無いと言われて安心するとともに、私の年金手帳の「初めて国民年金被保険者となった日」が平成3年4月1日と記載されており、当時の領収証書と突き合わせて、確かに全て納付していることを確認したと聞いている。

私も、住所変更のため、B市で社会保険事務所及び区役所に出向いた際、未納は無いと聞いていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できないので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金法の改正により、平成3年4月1日から学生も国民年金の強制加入被保険者とされたことに伴い、同日現在において満20歳以上である学生がこれ以降に国民年金に加入した場合、その加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に同年4月1日に第1号被保険者の資格を取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年7月に申立人の実家であるA市において払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、当該

手帳記号番号前後における第3号被保険者の該当処理日と時期が符合することから、この頃に申立人の加入手続が行なわれたものと推定され、学生が強制加入被保険者とされた3年4月1日まで遡って第1号被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録により確認できるとともに、その資格取得日は、申立人が所持する年金手帳に記載された「初めて国民年金被保険者となった日」と一致している。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、平成5年7月から7年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の加入手続が行われたとみられる同年7月の翌月である同年8月に、その時点において2年の時効成立前の当該期間の保険料を一括して過年度納付したものと推認され、この場合、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、実家で申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付してくれたとしていることから、加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、これらを行なってくれたとする申立人の母親は、社会保険事務所で申立人の加入手続とともに、言われるままに過去の未納保険料を一括して納付したことは間違いないが、その時期及び納付期間等については、昔のことではっきり覚えていないと陳述していることから、申立人の母親が納付したとする保険料は、納付記録にある申立期間直後の平成5年7月から7年3月までの過年度保険料であるとみるのが自然である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月、同年6月及び同年12月から11年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月
② 平成4年6月
③ 平成4年12月から11年8月まで

私は、昭和58年頃に国民年金の加入手続きを行い、元妻が婚姻期間中の夫婦の国民年金保険料を納付していた。保険料の納付方法は元妻に任せていたので詳細は分からないが、保険料を含めた生活費を元妻に渡していたのに、保険料を納付した月数が少な過ぎると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め婚姻期間中の夫婦の国民年金保険料を、その元妻が納付していたと申し立てているが、元妻に係るオンライン記録を見ると、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は未納となっている（申立人の元妻が厚生年金保険に加入していた平成9年8月から同年10月までの期間を除く。）。

また、申立人及びその元妻は、平成5年11月からA国民年金基金に加入していたが、同基金の収納記録を見ると、申立人は申立期間③のうち、同年11月から11年8月までの期間について、その元妻は5年11月から13年9月までの期間について、掛金が還付されていることが確認でき、同基金では還付理由について、当該期間の国民年金保険料が未納であったためであると回答している。このことについて、同基金の掛金を納付していたとする申立人の母親は、「申立人が平成13年10月に離婚した後、当該基金から国民年金保険料の納付が無いため掛金を還付するとの通知があり、保険料が未納となっていることを知った。それで、申立期間③直後の過年度保険料を納付した。」と陳述している。

さらに、申立人に係るオンライン記録を見ると、前述の申立人の母親の陳述どおり、申立期間③直後の平成 11 年 9 月から 14 年 3 月までの国民年金保険料が 6 回に分けて過年度納付されていることが確認できる。このうち、11 年 9 月から 12 年 6 月までの保険料は 13 年 10 月 29 日に過年度納付されているが、この過年度納付の時点で、申立期間①、②及び③の保険料は、制度上、時効により納付できない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、婚姻期間中の保険料の納付を行っていたとする申立人の元妻は、当時の保険料納付について、毎月納付していたと思うとは陳述するものの、それ以外に具体的な納付方法等は覚えておらず、申立人の申立期間の保険料の納付を行っていたとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

このほか、申立期間は 3 つの期間で合計 83 か月に及んでおり、これほど複数回、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から62年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年1月から55年頃まで
② 昭和55年頃から62年5月まで

申立期間①の国民年金保険料については、父が「お前の保険料を支払っている。」と言っていたのを聞いたことがある。父は既に死亡しており、当時の詳細は不明であるが、保険料を納付してくれていたと思う。

また、申立期間②の国民年金保険料については、私が、自営業をはじめた昭和55年頃に、A市役所又はB市役所で国民年金の加入手続きを行い、自身で納付した。納付書に現金を添えて、金融機関の窓口で1年分を一括又は分割で納付したと思う。納付金額等は記憶していないが、56年から62年までの確定申告書(控)を保存しているので、証拠書類として提出する。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によれば、申立人の公的年金の加入期間は、昭和62年6月以降の厚生年金保険被保険者期間のみであり、国民年金の被保険者期間となった記録は見当たらない。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたとするその父親の当時の居住地であるC市、申立人自身が加入手続きを行い保険料を納付したとするA市又はB市のいずれにおいても、申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成されたことがうかがえる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和55年頃にA市又はB市において、自身で国民年金の加入手続きを行ったとしているが、仮にこの頃に加入手続きが行われたとすると、当時は特例納付の実施期間中であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付することは可能であったと考えられるが、申立人は、

「保険料を遡って納付したことはない。」と陳述している。

加えて、オンライン記録によれば、昭和 52 年に婚姻した申立人の元妻も申立期間は国民年金に未加入であり、申立人の同居親族の記録からも、申立人が申立期間に国民年金に加入していたとする事情がうかがえない。

2 申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料として、昭和 56 年から 62 年までの 7 年間の確定申告書(控)を提出している。

しかし、当該確定申告書(控)を見ると、二面の社会保険料控除欄に記載されている社会保険の種類は、昭和 58 年は「国民年金」及び「国民健康保険」と記載されているものの、56 年は「国民保険」、57 年、60 年及び 61 年は「国民健康保険」、59 年は「国保」、62 年は「国民健康保険」及び「社会保険料」と記載されており、58 年を除いて、国民年金保険料の納付を確認できる記載は見当たらない。

また、当該 7 年間の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載されている支払保険料額については、当該申告書に記載されている課税所得金額等から、昭和 58 年以外は国民健康保険料のみであったと推定される。

これらを総合的に判断すると、昭和 58 年を含めて申立人から提出された確定申告書(控)のみをもって、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたとまでは認めがたい。

3 このほか、申立期間は 173 か月と長期間であり、これほど長期間、複数月に連続して国民年金保険料の収納管理及び記録管理に事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行なうとともに、申立人の申立期間当時の住所地であった A 市及び B 市を管轄する社会保険事務所(当時)が保管する払出簿を縦覧調査したが、申立人に対し、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

4 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの期間及び12年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から5年3月まで
② 平成12年4月から同年6月まで

時期は覚えていないが、母が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。申立期間当時、私は大学生であり母が、金融機関で申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたと思う。また、当時、母と同居していた姉は、兄の大学在学期間の保険料についても、私と同様に母が納付していたと言っている。

申立期間②の国民年金保険料については、私が金融機関で、納付書で納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人に係るオンライン記録を見ると、平成10年5月12日に申立人の国民年金被保険者期間が追加されていることが確認できる。したがって、当該資格記録が追加されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。また、この追加の時点で、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人の所持する2冊の年金手帳のうち、最初に交付されたとする年金手帳を見ると、申立人が平成5年4月1日に加入した厚生年金保険被保険者記号番号の記載はあるものの、国民年金記号番号、住所は記載されておらず、申立人が市役所で国民年金の加入手続きをした事跡は見当たらない。

加えて、申立人の兄のオンライン記録を見ると、同人が平成3年8月に厚生年金保険に加入している記録は確認できるが、それ以前に国民年金被保険者資格を取得した履歴は認められず、国民年金の未加入期間であることから、兄の大学在学期間の国民年金保険料についても、申立人と同様にその母親が納付していたとする申立内容と符合しない。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人、その母親及び姉から聞き取り調査を行い、申立期間の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

- 2 申立期間②については、申立人は、当初、コンビニエンスストアで申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てていたが、当委員会から「コンビニエンスストアで納付が可能となったのは、平成16年4月からであった。」と説明を受けた後に、金融機関で納付したと申立内容を変更しているほか、申立人の保険料納付の時期、納付場所及び納付方法についての記憶は曖昧であり、納付金額も覚えていないと陳述している。

また、申立人は、「平成12年7月から会社に就職することが内定していたので、申立期間は免除申請していない。さらに、会社に就職するまではアルバイトを1年半程度していた。」と陳述しているところ、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間直前の平成10年10月から12年3月までの保険料が申請免除されており、申立期間直後の同年7月から14年3月までは厚生年金保険に加入していることが確認できることから、免除期間と申立期間の生活状況に変化がなかったと考えられ、申立期間当時、国民年金保険料の納付を困難とする事情があった可能性を否定できない。

加えて、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号の導入後は記録管理の強化が一層図られていることから、収納記録が欠落したとは考え難い。

- 3 このほか、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 4 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月、同年 5 月、同年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 62 年 8 月及び同年 9 月

私は、夫名義の銀行口座から口座振替で、毎月、国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が引き落とされず未納となっていることは考えられない。

また、夫婦一緒に国民年金保険料を口座振替していたのに、申立期間②の保険料は、夫が納付で私が未納となっており納得できない。

申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎月、口座振替により、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされている、また、申立人の夫の納付記録と異なっているのは納得できないと申し立てている。

しかし、申立人及びその夫に係るオンライン記録を見ると、申立期間①の国民年金保険料は夫も未納であり、また、申立期間②のうち、昭和 62 年 8 月の申立人の夫の保険料は、口座振替でなく納付書により平成元年 7 月 28 日に過年度納付されていることが確認でき、申立期間当時は未納であったことが確認できる。さらに、申立期間①直前の期間で、夫婦共に納付済みとされている昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの保険料が申立人の夫は同年 4 月 3 日、申立人は同年 4 月 27 日と異なる納付日となっていることも考え合わせると、申立期間について、残高不足等の理由により保険料の引き落としが行われなかった可能性を否定できない。

また、申立期間当時に夫婦が居住していた A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、口座振替及び納付書により、納付された事情はうかが

えない上、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納と記録されている。

さらに、申立期間②の国民年金保険料については、口座振替等による現年度納付がなかったことから、昭和 63 年 9 月 7 日に、過年度納付を促す納付書が社会保険事務所（当時）から発行されていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、口座振替を管理していた申立人の夫は、「口座振替により、納付していた。納付書で納付したことは覚えていない。」旨陳述していることから、申立期間当時の保険料納付の事情は明確でなく、申立人及びその夫から聞き取りを行って、申立人が申立期間の保険料を納付したとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 57 年 3 月までの期間、63 年 2 月から同年 10 月までの期間、平成 4 年 10 月から 5 年 3 月までの期間、6 年 4 月、8 年 8 月、同年 9 月及び 10 年 5 月から 19 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 12 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 63 年 2 月から同年 10 月まで
③ 平成 4 年 10 月から 5 年 3 月まで
④ 平成 6 年 4 月
⑤ 平成 8 年 8 月及び同年 9 月
⑥ 平成 10 年 5 月から 19 年 6 月まで

国民年金の加入については、今まで家庭の事情等により、引っ越しを繰り返したので、どこでどのような手続を行ったか詳しくは覚えていないが、会社を退職して、次に就職するまでの間は国民年金に加入しなければならないという知識はあった。

したがって、会社を退職する都度それぞれの地元の市役所で国民健康保険の加入手続を行い、同時に国民年金保険料の納付の免除申請も行ったはずである。

申立期間の国民年金保険料は免除されているはずであり、国の管理の不手際で、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間の国民年金保険料については、会社を退職した都度市役所に出向き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行うとともに、国民年金保険料の納付の免除申請を行ったはずであると申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和 57 年 7 月に払い出されており、この手帳記号番

号の払出時点においては、申立期間のうち、少なくとも申立期間①の国民年金保険料については、遡及して免除申請を行うことはできない。

また、申立人の上記国民年金手帳記号番号による国民年金被保険者資格に係るオンライン記録を見ると、申立人は、昭和 55 年 12 月 21 日付けで取得、57 年 10 月 4 日付けで喪失、10 年後の平成 4 年 10 月 20 日付けで再取得、6 年 5 月 9 日付けで再喪失している一方、基礎年金番号導入後の 20 年 6 月 17 日になって、申立期間②及び⑤に当たる昭和 63 年 2 月 26 日付け取得及び同年 11 月 1 日付け喪失並びに平成 8 年 8 月 21 日付け取得及び同年 10 月 21 日付け喪失の記録が追加処理されていることが確認できることから、この追加処理より前においては、申立期間のうち、少なくとも申立期間②及び⑤については、国民年金の未加入期間であったものと考えられる。

さらに、オンライン記録を見ると、平成 7 年 7 月 6 日及び 20 年 9 月 19 日に、それぞれ申立期間④及び⑥の一部の期間の国民年金保険料に係る過年度納付書が作成されている上、申立期間⑥の当初月に当たる 10 年 5 月 21 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、その 1 年 9 か月後の 12 年 2 月 21 日に国民年金への加入を求める「第 1 号・第 3 号被保険者資格取得勧奨」が行われていることも確認できることから、当該時点において、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったこともうかがえる。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付の免除申請をすることが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等も見当たらない上、申立期間は 6 期間で合わせて 12 年に及んでおり、これほど複数回及び長期間にわたって保険料納付の免除申請手続及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から申立期間の保険料免除をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間については、国民年金保険料納付済期間と認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、申立期間を含む昭和39年9月15日から45年12月26日までの期間は、厚生年金保険適用事業所に勤務していたが、退職後の46年2月2日に脱退手当金を受給した。

その後、姉の勧めもあり、昭和52年9月頃に国民年金の加入手続を行い、納付可能な過年度保険料の納付を行ったが、しばらくしてから、年金を受給するためには国民年金保険料を300か月納付することが必要だと聞いた。

そこで、市役所に相談に行ったところ、特例納付制度を利用して過去の未納期間の国民年金保険料を納付することを勧められたので、申立期間を含む昭和36年4月から43年3月までの保険料を1年単位で7回に分け、53年9月18日から54年11月20日にかけて特例納付した。その領収証書は今も保管している。

平成6年に60歳になり年金の裁定手続を行った際、申立期間については、厚生年金保険の脱退手当金を受給していることから、国民年金の未加入期間となるため、昭和54年11月20日に特例納付した国民年金保険料を還付すると言われ、その後受給した。

現在の記録では、申立期間については、国民年金の未加入期間とされており、日本年金機構に確かめたところ、厚生年金保険被保険者期間と国民年金保険料の納付済期間との重複の場合、国民年金保険料は還付されると聞いたが、厚生年金保険は脱退手当金を受給している上、60歳になって年金を受給できる時になって、15年近くも前に納付した保険料を還付されており、いずれも年金額に反映しないことは納得できないので、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、その主張のとおり、申立期間を含む昭和39年9月から45年11月までの期間について、46年2月2日に厚生年金保険の脱退手当金を受給していることが確認できる一方、特殊台帳及び申立人が所持する領収証書を見ると、申立期間の国民年金保険料について、第3回特例納付制度を利用して、54年11月20日に特例納付していることが確認できる。

また、制度上、申立期間については、脱退手当金を受給していることから、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできないため、当該期間について保険料が納付された場合は、還付決議が行われることとなるところ、オンライン記録を見ると、上記脱退手当金の受給済期間について、平成5年11月17日に記録が統合されたことにより、6年8月22日に還付決議が行われ、同年9月8日に申立人に対して還付金が支給されていることが確認できる。

これらのことを踏まえると、申立期間については、昭和46年2月2日に脱退手当金が支給されているものの、社会保険庁（当時）では、国民年金と厚生年金保険とは、それぞれ別に記録管理等が行われていたことから、申立人が60歳に到達して年金支給に係る裁定手続が行われた際、当該期間が過誤納付であることを初めて把握できたものと考えられ、これらの一連の事務処理に不自然なところは見受けられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月まで

昭和 53 年 2 月に会社を退職し、その後、自営業を始めた頃、当時の妻が自身と二人の子供の将来のために、A 市 B 区役所で私の国民年金の加入手続を行ったはずである。

加入後の国民年金保険料についても、私自身は関与しておらず全く分からないが、自営業を続けていた昭和 56 年又は 57 年頃までの期間については、当時の妻が自身の分と一緒に納付してくれていたはずである。

申立期間が、国民年金の未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、当時の妻が A 市 B 区で申立人の国民年金の加入手続を行ったはずであるとしているものの、オンライン記録上、申立期間を含め申立人が国民年金へ加入した履歴は認められない。

また、申立人は、自身の国民年金への加入及び申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、また、これらを担っていたとする当時の申立人の妻からは事情を聞くことはできないため、申立期間の保険料納付等の状況は不明である。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人の当時の妻は、申立人が厚生年金保険に加入していた昭和 49 年 7 月 11 日に国民年金に任意加入し、離婚後の 58 年 6 月 30 日に強制加入へと種別変更しており、申立人の厚生年金保険の加入を踏まえて、当時の妻自身の国民年金手続を行っていたことが確認できる。

したがって、当時の妻が、この間の国民年金に任意加入していた期間に当たる昭和 53 年当時、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主

張は不自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間は4年に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 53 年 9 月まで

私は、A市からB市に転居した昭和 51 年 1 月頃、転入手続のために同市役所に出向いた際、国民年金の加入手続も行ったように思う。

その際、昭和 50 年 9 月までA市の会社に勤務していたが、退職した日を証明するものが無かったために、資格取得日が同年 4 月 1 日付けとされ、現在所持している年金手帳を交付されたように記憶している。

国民年金保険料については、加入手続の際に遡って納付するよう言われたので、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 1 月までの保険料について、その場で作成してもらった納付書に現金を添えて納付し、その後は、郵送されてきた納付書により、毎月、市役所又は金融機関で納めていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 1 月頃に、国民年金への加入手続を行ったとしているものの、オンライン記録及びB市保存の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号及び最初の保険料の納付日から、同市において、申立てから 13 年後の平成元年 4 月頃に払い出されたものと推認でき、申立ての加入時期とは符合しない上、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立人は、申立期間のうち、加入手続後の期間に係る国民年金保険料については、郵送された納付書により、毎月、市役所又は金融機関で納付していたと申し立てているものの、B市における保険料収納が毎月単位とな

ったのは昭和 59 年 4 月からであり、申立内容と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は 3 年 6 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 1 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B営業所における厚生年金保険の加入期間が、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、A社C営業所を退職後に脱退手当金を受給したが、同社B営業所を退職後に脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C営業所を退職後に脱退手当金を受給したが、同社B営業所の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月半後の昭和32年3月6日に、同社C営業所と申立期間に係る同社B営業所での被保険者期間を合算して、脱退手当金が支給決定されている。

また、申立人のA社C営業所及び同社B営業所（申立期間）に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、保険給付欄に脱退手当金支給の記載があり、資格期間、平均標準報酬月額及び支給金額はオンライン記録と一致している。

さらに、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計8ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし、厚生年金保険被保険者資格を喪失した12人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、10人に支給記録が見られ、そのうち申立人を含む8人が資

格喪失後6か月以内に支給決定されている上、同一支給決定日の者が散見されるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、A社C営業所及び同社B営業所（申立期間）を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 5 月から 25 年 10 月まで
② 昭和 27 年 10 月から 31 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、A組織B支店（現在は、C組織）のD部で勤務していたが加入記録が無い。

申立期間②は、昭和 26 年 10 月にA組織が分割した際に、同組織に常勤してほしいと依頼を受けて勤務していた期間であるが、31 年 10 月 1 日からの加入記録しかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 23 年にA組織B支店で常勤となり、同組織D部管理職等を歴任した期間の加入記録が無いと申し立てている。

しかし、C組織は、「申立期間当時の資料は保存しておらず、職員名簿等も無いために申立人の在籍等は確認できない。」としており、当該事業所から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A組織B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元職員の一人は、「申立期間当時の職員は5人程度だった。事務所には、他の職員が出入りすることが多かったが、それらの者はA組織B支店の職員ではなかった。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間における被保険者は3人ないし5人で推移していることが確認できる。

さらに、申立人は、「昭和 22 年頃、給与は無かった。23 年に A 組織 B 支店の職員になった頃から、組織の仕事を行ったときに交通費のみを受け取るようになった。」と陳述しているところ、前述の元職員は、「申立期間当時は月給制だった。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

- 2 申立期間②については、申立人提出の写真等及び元職員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時に、A 組織 B 営支店が分割した後の E 組織の事務所において、同組織の仕事に従事していたことがうかがえる。

しかし、前述のとおり、C 組織から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、「昭和 26 年に A 組織が分割した後、F 組織の事務所とは別の G 地区にあった E 組織の事務所で常勤として勤務した。同組織の事務所に常勤は 3 人いた。」旨陳述しているところ、F 組織の事務所で申立期間当時に勤務していたとする前述の元職員（被保険者記録は、昭和 29 年 8 月 10 日から 46 年 6 月 30 日まで）は、「昭和 31 年に H 組織として事務所が一緒になったときに、E 組織の事務所から申立人を含む常勤 3 人が来た。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、当該 E 組織の事務所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

加えて、申立人が陳述する E 組織の事務所で常勤として勤務していた 3 人のうち申立人以外の 2 人は、オンライン記録において申立期間に被保険者記録が確認できない上、両人は申立人と同日の昭和 31 年 10 月 1 日付けで A 組織 B 支店において、被保険者資格を再取得していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月31日から26年8月31日まで
② 昭和22年3月から30年4月までの期間のうち3か所の事業所で各1年間ずつ

船員保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、昭和24年11月から26年8月までA船（船舶所有者は、B社）にC業務従事者として乗って勤務したのに、25年8月31日以降の申立期間の加入記録が無い。

申立期間②については、D船（船舶所有者は、E社（現在は、F社））、G船（船舶所有者は、H氏（現在は、I社））及びJ船（船舶所有者は、K氏）においてそれぞれ1年間ぐらいつつ、私が記憶する上司が乗船していたときに、C業務従事者として乗船して勤務したのに加入記録が無い。

申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、記憶している上司二人と、それぞれ1年間ぐらいつつ一緒にB社所有のA船で勤務したのに、加入記録が9か月しかないと申し立てている。

そこで、A船が所属したB社L営業所に係る船員保険被保険者名簿を見ると、当該上司二人の被保険者記録が確認できる。しかし、社会保険事務所（当時）の記録によれば、同社L営業所は昭和25年4月30日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。また、申立期間に、当該上司二人の船員保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該上司二人は死亡又は連絡先不明であり、申立人は、両人以外

の同僚の氏名を記憶していない上、前述の被保険者名簿で被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した元船員にも照会したが申立人を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

なお、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、申立期間直前の昭和24年11月10日から25年8月31までの期間にB社M営業所において、船員保険ではなく厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、厚生年金保険の記録も調査したが、同社M営業所で最後の被保険者が資格を喪失したのは、申立人と同日の同年8月31日であることが確認できる。また、申立人が記憶している二人の上司は、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

- 2 申立期間②のうち、1年ぐらいの期間について、申立人は記憶している上司と一緒にE社所有のD船で勤務し、船員保険に加入していたと申し立てている。

そこで、当該上司の船員保険の被保険者記録を見ると、申立期間のうち、昭和25年11月2日から28年6月12日までの被保険者期間が確認できる。

しかし、当該上司は既に死亡している上、申立人は同人以外の同僚の氏名を記憶していないため、D船が所属したE社N営業所に係る船員保険被保険者名簿において被保険者記録が有り、連絡先の判明した元船員6人に照会し2人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、また、F社も、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除は確認できない。」としていることから、これらの者から申立人のD船における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

- 3 申立期間②のうち1年ぐらいの期間について、申立人は、記憶している上司と一緒にH氏所有のG船で勤務し、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録において、船舶所有者H氏が船員保険の適用事業所となったのは昭和26年4月1日であり、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではないところ、申立人が記憶する上司の船員保険被保険者記録は申立期間には確認できない。

また、当該上司は既に死亡している上、申立人は同人以外の同僚の氏名を記憶していないため、G船の船舶所有者H氏に係る船員保険被保険者名簿において被保険者記録が有り、連絡先の判明した元船員5人に照会し1人から回答を得たが、同人は申立人を記憶しておらず、さらに、I社は、「昭和31年からの記録簿しかないため、申立人が船員保険に加入していたかは確認できない。23年からの乗組員名簿は保存しているが、同名簿に申立人の氏名は見当たらない。」と回答していることから、これらの者から申立人のG船における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

4 申立期間②のうち1年ぐらいの期間について、申立人は、記憶している上司と一緒にK氏所有のJ船で勤務し、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録において、船舶所有者K氏（後に、O社に名称変更）が船員保険の適用事業所となったのは昭和38年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人が記憶する上司であり船舶所有者でもある者に、船員保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該上司は既に死亡している上、申立人は同人以外の同僚の氏名を記憶しておらず、加えて、O社も、「資料等が無く、申立期間当時のことは分からない。」としていることから、これらの者から申立人のJ船における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

5 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13067 (事案 4094、7580、10249 及び 11909 の再々々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務は推認できるものの、厚生年金保険料控除についてまでは確認できないとして、申立ては認められなかった。

また、再申立てに当たって、新たな資料として厚生年金保険被保険者証2枚、被保険者記録照会回答票及びねんきん特別便の写しを提出したが、当該資料は当初委員会に提出された資料と同一内容であり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、再度、申立ては認められなかった。

さらに、3回目の申立てに当たって、新たな資料として、社会保険事務所の管理するA社の事業所記号番号が申立期間前後ですり替わっていることを示す資料を提出し、併せて、同事業所に勤務していた同僚の氏名を挙げたが、当該資料はこれまでに委員会に提出された資料と同一内容であり、同僚から申立期間当時の保険料控除の状況等を確認することはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、再度、申立ては認められなかった。

加えて、前回の4回目の申立てに当たって、新たな資料として、被保険者記録照会回答票の写しを提出し、当該資料等の再評価を添えて申立書を提出したが、当該資料は、これまでに委員会に提出された資料と同一内容であり、再評価した内容は、これまでの申立てにおいて主張した内容について表現を変えて主張しているものであることから、実質的には同一内容であり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、

再度、申立ては認められなかった。

今回、新証拠を添えて再度申立てを行うので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚及びA社の所在地付近で事業を行っていた事業所の事業主の陳述から判断して、申立人が申立期間も同事業所に継続して勤務していたことは推認できるものの、i) 申立人は、申立期間当時、同事業所において経理及び社会保険（厚生年金保険、健康保険）の事務全般の業務に従事していたと陳述しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人及びその弟は、昭和47年8月1日に被保険者資格を喪失し、48年4月1日に被保険者資格を再取得していること、及びその他の従業員の被保険者資格は継続していることが確認できることから、申立人は、申立期間当時何らかの事情により、自身及び親族である申立人の弟についてのみ資格喪失及び資格再取得の届出を行ったものと考えられる、ii) 申立人の父である申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、i) 新たな資料として、厚生年金保険被保険者証2枚、被保険者記録照会回答票及びねんきん特別便の写しを提出しているが、当該資料は、前回の申立てにおいて申立人が提出した資料と同一内容である、ii) 申立人は、「社会保険事務所が、従前の厚生年金保険被保険者記号番号で継続して被保険者であった申立人に別人扱い（別番号）の被保険者証を新規に重複交付したことは、社会保険事務所の過失である。」旨主張するが、A社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立人は昭和47年8月1日付けで被保険者資格を喪失し、その後同一の記号番号では資格を取得していないことが確認できることから、日本年金機構B事務センターは、「厚生年金保険被保険者記号番号の新規付番に伴う被保険者証の新規交付は、資格取得届が提出された場合に行われるものであり、同記号番号は当該資格取得届に従前の記号番号の記載が無い限り、新規に付番される。」としており、申立人についても48年4月1日付けで新たな被保険者記号番号で資格を取得していることから、申立期間当時の事務処理として、社会保険事務所による厚生年金保険被保険者証の重複交付に過失があったとは言えない、iii) 申立人は、「私が所持している被保険者記録照会回答票の事業所名表記とねんきん特別便の事業所名表記が異なっており、これにより私の年金記録が失われているのではないか。」としているところ、日本年金機構B事務センターは、「事業所名表記が異なっても、被保険者期間が同一であれば年金額に影響が出ることはない。」

としており、申立人が所持している被保険者記録照会回答票の事業所名表記とねんきん特別便の事業所名表記は異なっているが、被保険者期間は同一であることが確認でき、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る 3 回目の申立てについては、i) 申立期間前後の A 社に係る事業所記号番号がそれぞれ記載された資料を提出しているが、当該資料はオンライン記録を印字したものであり、これまでの申立てにおいて当委員会で確認した資料と同一内容である、ii) 申立人は、当該提出資料について、「同一事業所で勤務していたのに、申立期間前後で事業所記号番号が異なっているのはおかしい。」と主張するが、オンライン記録によると、A 社は、昭和 63 年 10 月に所在地変更に伴って事業所記号番号が変更されており、日本年金機構 C 年金事務所は、「被保険者記録における事業所記号番号は、資格喪失時のものが表記されることとなっている。」としているところ、同事業所で被保険者資格を取得している全 28 人の被保険者記録における事業所記号番号も、資格喪失時のものが記載されており、同記録に不自然な点は見当たらない、iii) 申立人は、「申立期間当時の同僚の氏名を挙げるので、同人の年金記録を照合すべきである。」旨主張するが、当該同僚の年金記録は、これまでの申立てにおいて当委員会で確認しており、また、当該同僚は、「申立期間当時のことは、よく覚えていない。」と陳述していることから、同人から申立期間当時の保険料控除の状況等を確認することはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立期間に係る 4 回目の申立てについては、i) 申立人提出の被保険者記録照会回答票の写しは、前々回の申立てにおいて提出されており、新たな資料には当たらない、ii) これまで提出した資料について申立人が再評価したとする内容は、申立人が、これまでの申立てにおいて主張した内容について表現を変えて主張しているものであって、実質的には同一内容であり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 9 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の判断に納得できないとして、厚生年金保険被保険者証 3 枚及び年金手帳の写しを提出し、5 回目の申立てを行っている。

しかし、申立人提出の厚生年金保険被保険者証 3 枚のうち 2 枚の写しは、これまでの申立てにおいて提出されており、新たな資料には当たらない。

また、申立人提出の厚生年金保険被保険者証 3 枚のうち 1 枚及び年金手帳の写しを見ても、平成 2 年 3 月 26 日付けで厚生年金保険被保険者台帳記号番号

の重複取消が行われた旨の記載等、申立期間後の状況についての記載は確認できるが、申立期間の加入状況をうかがわせる記載は見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

申立人の申立ては、同一事業所において継続して勤務していた途中の期間の年金記録が無い、いわゆる「中抜け」事案であり、年金記録の欠落は社会保険事務所の記録管理の不備によるものであるとするものである。被保険者資格の喪失及び取得は、一般的には事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されることにより、社会保険事務所がこれを記録するものであるが、本事案は保存期間が経過してこれらの届出書は現存していない。それゆえ事業所から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得を直接証明付けられる資料が無い下で、事実に基づかない記録の訂正が行われていないか、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないかなど、いわゆる関連資料及び周辺事情から判断をしなければならない事案である。

本事案では、A社に係る前述の被保険者名簿を見ても、記録の訂正は行われておらず、同事業所は申立期間当時、申立人の主張どおりの事業所整理記号番号で管理されていること、事業主の親族である申立人及びその弟のみが同様に資格の喪失及び再取得をしていること、申立人及びその弟の再取得に合わせて新たに厚生年金保険台帳記号番号が付番されていることなど、一連の事務手続として年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらないことから、申立期間当時、社会保険事務所の記録管理に不備があったことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和 46 年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が加入しているB厚生年金基金及びC健康保険組合の記録によると、申立人はいずれも昭和 46 年 3 月 30 日付けで被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致しているところ、同社の事務担当者は、「申立期間当時の関連資料が無いので確かなことは分からないが、当時の在籍者に確認すると、当社では、当社から従業員給与より控除した預り金及び会社負担金と、社会保険事務所（当時）に納付する保険料額を突き合わせていたということなので、申立人が昭和 46 年 3 月 30 日に資格を喪失しているという記録であれば、同年 3 月の保険料を申立人の給与から控除することはないと思う。」と陳述しており、資格喪失月の保険料控除をうかがわせる事情は見当たらない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の前後おおむね5年間（計10年間）に月末（月末の前日を含む。）で資格を喪失している者16人のうち、連絡先の判明した元従業員に照会したところ3人から回答を得られたが、当該3人全員が、「自身が被保険者資格を喪失した月について、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明である。」

旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13069

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 26 日から 35 年 2 月 26 日まで
脱退手当金の受給に関する確認はがきが送られてきたので、年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いことが分かった。同社では、4年8か月の期間にわたって昼夜12時間も働き続けており、途中で退職したことはないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和57年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主からは回答が得られない上、元役員も「当時の資料は無く、申立期間当時のことは不明である。」と陳述していることから、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及び申立人の同社における被保険者期間中に被保険者記録が確認できる元従業員に照会し27人から回答を得たが、明確に申立人の申立期間における勤務状況を記憶しているとする陳述は得られなかった。

さらに、前述の被保険者名簿からは、申立人に係る備考欄に昭和34年2月26日の資格の喪失に伴い、社会保険事務所（当時）へ健康保険被保険者証が返納されたことを示す「證返」の押印が確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 45 年 12 月 11 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、私が勤務した期間のうち、A社（現在は、B社）での厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求したこと、及び受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページの前後 10 ページに記載された女性のうち、同社で2年以上の厚生年金保険被保険者期間が有り、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に被保険者資格を喪失した 61 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、i) 申立人を含めて 29 人に支給記録が確認でき、そのうち資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている者は 25 人となっていること、ii) 支給日が同一となっている者が散見されること、iii) 当該支給記録が確認できる 29 人のうち、所在が判明した 24 人に照会を行い回答が得られた 19 人のうち、不明と回答した 9 人を除く 10 人については、事業主による代理請求によって脱退手当金を受給したと回答していることなどから、当該事業所では事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、A社に

おける厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和46年6月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月4日から33年4月26日まで
② 昭和34年7月4日から35年10月15日まで
③ 昭和35年9月2日から38年4月9日まで

A社に勤務した申立期間①及び②とB社に勤務した申立期間③については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、申立期間より前のC社とD社に勤務した期間については、脱退手当金を受給したが、A社とB社に勤務した申立期間については、請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると申立期間に係る脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和38年6月5日に支給決定されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失していることが確認できる女性従業員21人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、12人に支給記録が有り、このうち11人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている。

このことに加えて、当該12人のうちの1人が、「B社を退職する際、同社の事務担当者から脱退手当金の説明を受け、代わりに請求手続をしてもらった。」と陳述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の欄に脱退手当金が支給された

ことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、申立期間前の厚生年金保険被保険者期間（84 か月）については脱退手当金を受給したとしており、申立期間後の国民年金の強制加入期間において、国民年金に加入していないことを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13072 (事案 11768 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 27 日から 33 年 2 月 1 まで
② 昭和 33 年 10 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①とB社に勤務していた申立期間②について、年金記録確認第三者委員会より、年金記録の訂正は不要との通知を受け取ったが納得できない。

新たな資料及び証拠書類は提示できないが、記憶している申立期間当時のことを記載した上申書を提出するので、改めて調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A社は昭和 33 年 6 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明である上、申立人が事業責任者であったとする同僚は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない、ii) 申立期間に同社における被保険者記録が確認できる者 10 人に照会し、7 人(申立人が名前を挙げている同僚 3 人を含む。)から回答を得たが、申立人が申立期間も継続して勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかったとして、申立期間②に係る申立てについては、i) B社は 59 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明である上、申立人が事業責任者であったとする同僚と経理を担当していたとする同僚も連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない、ii) 申立期間に同社における被保険者記録が確認できる複数の者(申立人が名前を挙げている同僚 2 人を含む。)に照会したが、回答を得られず、これらの

者からも、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年8月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間①及び②について、新たな資料及び証拠書類は提示できないが、記憶している申立期間当時のことを記載した上申書を提出するので、改めて調査してほしい。」として、再度申し立てている。

しかし、申立人提出の上申書を見ても、申立人の申立期間①及び②における勤務実態並びに保険料控除をうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①について、申立人が上申書で名前を挙げている同僚の一人で、前回の調査でも照会した者に改めて申立期間当時の状況等について聞き取りを行ったが、前回同様、申立人が申立期間も継続して勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、申立期間②について、申立人は、B社の業務に関与していたとする税理士とその後任の税理士の氏名を挙げているところ、C税理士会に対して同社の業務に関与していたとされる税理士の連絡先等を照会したが、既に退会しているため所在不明であった。また、後任の税理士とされる者から聴取したが、同人は、「私はB社の業務に関与しておらず、前任の者から当時の資料も引き継いでいないので、同社のことは何も分からない。」と陳述している。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13073

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 59 年 9 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間当時、私はA事業所でB業務従事者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月 2 日以降の期間において、A事業所及びC事業所を運営していたD社の被保険者であったことが確認できる上、複数の同僚の陳述から期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人は、両事業所でそれぞれ勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所及びC事業所は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、D社は、「昭和 56 年及び 58 年の源泉計算書が唯一残っているものの、このほかに確認できる当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除等の詳細については不明である。」旨陳述しており、同社が提出した源泉計算書を見ても、給与支給額及び保険料控除額等の記載は無く、当該源泉計算書の記載内容だけでは、申立人の申立期間における保険料控除の状況について判断できない。

一方、上述の昭和 58 年源泉計算書には、A事業所又はC事業所のいずれかで勤務していたとみられる従業員 45 人の氏名が記載されているところ、このうち 30 人は、同年においてD社での被保険者記録が確認できることから、両事業所の従業員は、D社の被保険者として厚生年金保険に加入していたと考え

られるものの、申立人を含む7人については、同年に被保険者記録は無く、残りの8人については、同社での被保険者記録が確認できない。

また、D社において、被保険者記録が有り、所在の判明した72人に事情照会し、A事業所又はC事業所で勤務していたとする20人から回答を得られたところ、このうち6人は、「自身が記憶する勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致していない。」旨回答しており、当該6人の被保険者記録を見ると、それぞれが記憶する入社時期から厚生年金保険に加入するまでの期間は、まちまちとなっていることから、同社では必ずしも全ての従業員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 54 年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。
しかし、申立期間はA社に正社員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社に事情照会したものの回答を得られない上、申立期間当時の代表取締役は死亡しており、その他当時の役員及び同僚の連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 9 月 17 日から 19 年 2 月 1 日まで
② 昭和 19 年 2 月 1 日から 20 年 9 月 5 日まで

年金事務所の記録では、私が、A社B部署に勤務していた期間（申立期間①）及び同社C営業所に勤務していた期間（申立期間②）に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金の請求及び受給はしておらず、申立期間のうち、A社B部署に勤務していた期間（申立期間①）は、現在受給している老齢年金の額の計算の基礎となる期間に含まれており、年金事務所の記録は誤りであるので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていた申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認でき、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人と同時期にA社B部署から同社C営業所へ異動した複数の同僚は、当該同僚の旧台帳から、申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給決定日と同じ日に脱退手当金が支給決定されていることが確認できることから、脱退手当金の請求に当たり、同社が何らかの関与をしていた可能性は否定できない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金が受給できなかったことから、昭和20年9月5日にA社C営業所での厚生年金保険

被保険者資格を喪失後、25年7月11日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

なお、申立人は、「現在受給中の老齢年金の額の計算の基礎となる期間には、申立期間①が含まれているので、申立期間①及び②に係る脱退手当金を支給済みとする年金事務所の記録は誤りである。」旨主張しているが、日本年金機構D事務センターは、「事務処理過誤の原因は不明であるが、申立人の老齢年金の支給裁定時に、本来、脱退手当金支給済期間として、申立人の老齢年金の額の計算の基礎となる期間に算入すべきではない申立期間①を、当該計算の基礎となる期間に算入してしまった。」旨回答している上、当該老齢年金の支給裁定時点と申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給裁定時点は大きく時期が隔たっており、前述のとおり、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることをうかがわせる旧台帳及び周辺事情が存在していることを踏まえると、当該老齢年金の支給裁定の事務処理に過誤があることをもって、申立期間に係る脱退手当金の支給裁定の事務処理にも過誤があるとは言えない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和61年2月1日から63年10月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月1日から平成2年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年2月1日から63年10月1日まで
② 昭和63年10月1日から平成2年10月1日まで

ねんきん定期便により、夫の申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より大幅に低い額で記録されていることを知った。夫は、A社の元事業主であり、昭和45年1月1日から平成3年11月20日までの期間、同社を経営していた。夫は、給与の手取り分を毎月私に渡していたが、当該期間中に手取り額が減るようなことはなかった上、申立期間頃には、私は夫から毎月36万円程度の金額をもらっていたと記憶している。

申立期間について、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、当該期間のうち、昭和61年2月1日から62年10月1日までの期間については同年12月19日付けで、同年10月1日から63年10月1日までの期間については同年3月24日付けで、それぞれ12万6,000円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記の記録及び申立人の妻の陳述から、申

立人は、申立期間前の昭和 45 年 1 月 1 日から申立期間後の平成 3 年 11 月 20 日までの期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、複数の元従業員が、「申立期間当時、A社の経営状態は悪く、給与の遅配及び分割払いが常態化していた。」旨陳述していることから、申立期間当時、A社には厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人のほかに元取締役の一人も、申立人と同じ期間に係る標準報酬月額について、遡及して減額訂正されている事跡が確認できる上、別の元従業員の一人は、「申立期間において、申立人は、多数の従業員に対し、慢性的に遅配となっていた未払給与の弁済を行っていた。」旨陳述していることから、申立人は、申立期間当時、同社の給与業務に関与し、代表取締役として標準報酬月額の減額訂正処理にも関与していたものと考えられる。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当該期間のうち、昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日までの期間は 12 万 6,000 円、同年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日までの期間は 14 万 2,000 円と記録されているところ、当該期間については、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所（当時）の処理が不合理であったとは言えない。

また、A社は、平成 3 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、代表取締役であった申立人は既に死亡している上、申立人自身も給与明細書及び源泉徴収票等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、前述のとおり、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことから、同社において社会保険関係の届出に権限を有し、厚生年金保険料の給与からの控除及び社会保険事務所に対する保険料の納付についても知り得る立場であったと考えるのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特

例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立期間について、申立人の妻が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

大阪厚生年金 事案 13077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 3 日から 46 年 12 月 29 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。

年金事務所で保管されている脱退手当金裁定請求書を確認したが、私の筆跡ではないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求したことはなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書の「住所」欄を見ると、申立人が当時居住していたとする住所地が記載されているなど、記載内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、当該裁定請求書を見ると、申立人が勤務していた事業所の所在地に近い郵便局での隔地払い（通知払い）となっていることも確認できる。

さらに、当該裁定請求書の「事業所」欄には、A社のゴム印が押されていることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 30 日から 48 年 12 月 1 日まで
私は、昭和 45 年頃に A 社（昭和 47 年 8 月からは B 社）に入社し、50 年 1 月に退職するまで正社員の C 業務従事者として勤務していた。
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が空白期間となっていた。
申立期間中も B 社において継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、B 社で正社員の C 業務従事者として勤務していたものと認められる。

しかしながら、申立人と同じく C 業務従事者として勤務していた同僚は、「当時、B 社では、社会保険への加入を希望しない者がいた。」と陳述しているほか、申立期間当時、B 社では 10 人ないし 14 人程度の従業員が勤務していたとしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間中の被保険者数は、昭和 47 年 10 月の定時決定時は 6 人、48 年 10 月の定時決定時は 10 人となっていることが確認できることなどから判断すると、同社では、必ずしも従業員が勤務していた全ての期間について、厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立期間当時、申立人と同じ取引会社を担当していた C 業務従事者の同僚は、申立人と同日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる一方で、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないと

ころ、同人は、「昭和 50 年 6 月 12 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間において、給与から保険料が控除されたことはなかった。」と陳述している。

さらに、B社は、「平成 19 年に事務所を移転した際に、当時の書類を処分したため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明。」と回答しているほか、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年頃から 55 年 9 月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

A社は、私の父が事業主を務めていた。私はC業務の仕事をしており、子供が小さいときにも自宅でD業務をしたり、子供を背負って会社に出勤したりしていた。同様に仕事をしていた姉には、厚生年金保険の被保険者としての記録が有るのに、私の記録が無いのはおかしい。

当時、兄がA社で事務を担当しており、私のことも厚生年金保険被保険者として届け出ていたはずであるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主及び複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間のうち、昭和 27 年頃から 34 年頃までA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 36 年 2 月 1 日であり、申立期間のうち同日以前は適用事業所ではないところ、当該事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所になる前の時期に、給与から保険料は控除していないはずである。」旨陳述している。

また、申立期間のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 2 月 1 日以降の期間について、申立期間当時の事業主（申立人の父）及び事務担当者（申立人の兄）は既に亡くなっているため、当時の事情を聞くことができない上、現在の事業主は、「当社では厚生年金保険の関係資料をほとんど保存しているが、申立人に関する届出書等は見当たらない。また、私は昭和 49 年から当社に入社する 53 年まで、当社に隣接する別の事業所で勤務してい

たが、その頃、申立人は当社で勤務していなかった。これらのことから、申立人は、当時、当社で勤務していなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和36年2月1日から55年9月までの期間に被保険者記録の有る130人のうち、連絡先の判明した60人に照会し27人から回答を得たが、全員が、申立人は当該期間に当社で勤務していなかった旨回答している。

加えて、当該事業主から提出された申立人の夫（A社における被保険者期間は、昭和37年8月1日から44年7月29日まで）に係る被扶養者認定通知書によると、申立人は、その夫の被扶養者として認定されていたことが確認でき、申立人の主張と異なる。

また、前述の被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

なお、申立人は、「私と同様にA社で勤務していた姉には、当社における厚生年金保険の被保険者記録が有るのに、私の記録が無いのはおかしい。」と主張しているが、申立人の姉については、事業所提出の資料により、その夫がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した翌月の昭和38年4月1日に、被保険者資格を取得していることが確認できる上、複数の元従業員が、申立人の姉が当社で勤務していたことを記憶している。一方、申立人については、前述のとおり、当社が厚生年金保険の適用事業所となって以降の勤務状況が確認できないなど、申立人が被保険者であったことをうかがえる事情が見当たらず、申立人の姉からも照会に対する回答を得られないため、同人からも申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 11 月 1 日から 63 年 6 月 1 日まで
② 平成 3 年 8 月 1 日から 9 年 6 月 3 日まで

夫がA社で勤務していた期間のうち、昭和 58 年 11 月から 63 年 5 月までの標準報酬月額及びB社で勤務していた期間のうち、平成 3 年 8 月から 9 年 5 月までの標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低くなっているため、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、昭和 47 年 3 月 1 日の被保険者資格取得時が 13 万 4,000 円、48 年 11 月の随時改定において 20 万円、50 年 8 月の随時改定において 32 万円、55 年 10 月の定時決定において 41 万円となっており、その後、58 年 11 月の随時改定により 9 万 8,000 円に減額されている。

しかしながら、A社は、平成 16 年 5 月 31 日に解散しており、申立期間に係る賃金台帳等の資料は保存されていない上、申立期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認することはできない。

また、A社に係るオンライン記録において、申立期間に被保険者記録の有る者 15 人のうち、所在の判明した 4 人に事情照会し全員から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人の申立期間当時の給与支給額及び保険料控除額について確認することはできない。

さらに、A社に係る商業登記簿を見ると、申立期間当時、申立人は、同社

において取締役就任していることが確認できる上、同僚は、「申立人は、経理担当の取締役として、資金繰り及び給与事務を担当していた。」旨陳述している。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、当初、申立人のB社における標準報酬月額、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、平成4年4月1日付けで、3年8月1日に遡及して20万円に減額処理されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、上記訂正の対象とされた期間後の平成4年4月1日からB社が適用事業所ではなくなった9年6月3日（申立人の被保険者資格の喪失日と同日）までの期間については、5度の算定基礎届に基づき、申立人の標準報酬月額は当初から20万円と記録されている。

しかしながら、B社は、平成9年6月3日に解散しており、申立期間に係る賃金台帳等の資料は保存されていないことから、申立人の申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認することはできない。

また、商業登記簿の記録及び同僚の陳述によると、申立人は、申立期間当時、B社の代表取締役であったことが確認できる。

さらに、同僚は、「給与事務を含めた経理全般については、代表取締役である申立人が担当していた。」旨陳述している。

加えて、不納欠損整理簿等において、B社に保険料の滞納があったことを確認することはできない上、申立人以外の被保険者に標準報酬月額が遡及して減額訂正されている者は見当たらない。

- 3 申立人の妻は、「給与明細書等の資料は残っていないが、申立期間当時も夫からは、ずっと、標準報酬月額が減額となる前と変わらない生活費を受け取っていた。だから、子供二人を大学に通わせ、海外旅行にもしばしば行くことができた。」旨陳述しており、信ぴょう性がうかがえるものの、そのほかに、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬

月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたとしても、申立期間当時、A社の経理担当の取締役であり、B社の代表取締役であった申立人は、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 27 日から 61 年 3 月又は同年 4 月頃
まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、A事業所のC業務従事者としてB社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立期間当時のD部署の担当者が、申立人がA事業所のC業務従事者として勤務していたことを記憶しているが、申立期間当時の書類等は廃棄済みであり、申立人の具体的な勤務期間等については確認できない。また、当時の従業員の厚生年金保険の加入については、希望しない者は加入させておらず、申立人を厚生年金保険に加入させていたかどうか不明である。」旨回答している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が名前を挙げた同僚及び昭和58年4月1日から同年9月16日までの期間に資格を取得している同僚22人のうち、連絡先の判明した19人に照会し、13人から回答が得られたところ、申立期間当時、同社D部署に勤務した同僚の1人は、「当時は、E業務従事者、F業務従事者及びC業務従事者などの職種で、保険料控除を嫌い、社会保険に未加入を条件に就労する例が多くあった。試用期間が6か月有り、その後、社会保険の加入を希望しない者については、社会保険に加入しない条件の準社員として処遇していた。申立人の契約内容は記憶していないが、C業務従事者として処遇していた覚えがある。」旨陳述している。

さらに、A事業所において内勤業務を担当した同僚の一人は、「従業員の厚

生年金保険と雇用保険の加入は、希望するものだけをセットで加入させていた。申立人は、厚生年金保険及び雇用保険の加入について、会社に拘束されたくない、手取収入が減るなどの理由で拒否していたように思う。」旨陳述しており、その他の同僚の回答からも、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除を推認できる陳述は得られない。

加えて、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月 12 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 52 年 7 月から 53 年 2 月 24 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社及びB社における加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私は昭和 47 年 3 月 12 日から同年 9 月 1 日までA社においてC業務従事者として、52 年 7 月から 53 年 2 月 24 日まではB社においてD業務従事者として勤務していた。

各申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録の有る同僚 6 人のうち、所在の判明した 4 人に事情照会し 3 人から回答が得られたところ、2 人が「期間までは分からないが、申立人がA社に勤務していたことを覚えている。」旨回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記 2 人の同僚は、申立人の申立期間における保険料控除についてまでは分からないとしている。

また、A社の元事業主は、「A社に係る人事記録及び賃金台帳等の資料は全て廃棄済みのため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。同社では申立期間当時、入社後 3 か月程度は試用期間としており、保険料控除もしていなかった。」旨陳述している。

さらに、上記回答の有った同僚 3 人のうち、2 人は、「A社では、入社後 3 か月程度は試用期間で厚生年金保険には加入せず、保険料控除もしていなかつ

た。」旨陳述しており、上述の元事業主の陳述と符合する。

加えて、元事業主及び複数の同僚は、「昭和44年10月1日から57年12月1日までの間にも、何人かはA社を入退社していた。」旨陳述しているものの、上記被保険者名簿を見ると、昭和44年10月1日に被保険者資格を取得した者以降、57年12月1日までの期間に、A社において被保険者資格を取得した者は一人もいない。

また、申立人がA社における同僚として名前を挙げた者は、上記被保険者名簿に記録が無い。

これらのことから、申立期間においてA社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

次に、申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録の有る同僚24人のうち、所在の判明した15人に事情照会し9人から回答が得られたところ、2人が「申立人がB社に勤務していたことを覚えている。」旨回答し、そのうちの1人は、「申立人は、昭和52年の夏又は秋頃から53年2月頃までB社で勤務していた。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記2人の同僚は、申立人の申立期間における保険料控除についてまでは分からないとしている。

また、B社の元事業主は、「B社に係る人事記録及び賃金台帳等の資料は無いため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。なお、同社では申立期間当時、継続して勤務が見込まれる者しか厚生年金保険に加入させていなかったため、入社後半年程度は厚生年金保険に加入させず、保険料控除もしていなかったと思う。申立人も申立期間が約7か月と短いため、厚生年金保険には加入していなかったものと思われる。」旨陳述している。

さらに、上記回答の有った同僚9人のうち、3人は、「B社は、従業員を採用後直ちに厚生年金保険に加入させず、1か月ないし5か月程度経過してから厚生年金保険に加入させていた。」旨陳述している。

加えて、B社の破産管財人から提出された、同社に係る従業員の退職金未払額計算書に記載されている申立人と同性で昭和50年代に入社している3人の入社年月日及び厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、いずれの者も退職金未払額計算書に記載されている入社年月日の相当期間経過後（最短3か月後、最長8か月後）に資格を取得しており、上述の元事業主及び同僚の陳述と符合することから、申立期間において同社は、必ずしも全ての従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点は見られない。

なお、申立人は、B社を解雇される際にE労働基準監督署の職員に作成して

もらったものであるとして、手書きの解雇手当計算書を提出しているところ、同労働基準監督署及び同社のいずれの名称も記載されていない上、厚生年金保険料控除額も記載されておらず、また、同労働基準監督署にも昭和 53 年当時の労働相談の記録は保存されていないため、真偽を確認することができない。

このほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い上、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から42年1月1日まで
② 昭和42年1月及び同年2月
③ 昭和43年5月及び同年6月
④ 昭和44年1月及び同年2月
⑤ 昭和44年6月から同年8月まで
⑥ 昭和45年1月から同年3月まで
⑦ 昭和45年4月及び同年5月
⑧ 昭和45年6月及び同年7月
⑨ 昭和60年7月から61年6月まで
⑩ 昭和62年2月から同年7月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社、B社、C社、D社N営業所、E社、F社、G社（若しくはH社又はI社）、J社T営業所、K社V営業所及びL社（又はM社）に勤務した申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に係る加入記録が無いとの回答を受けた。これらの事業所に勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、平成3年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではない。

また、A社は、「当社は、平成3年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日以前に退職した従業員は、厚生年金保険に加入していない。申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は残存しないものの、申立期間は、当社

が適用事業所となる 20 年以上も前の期間であり、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたはずがない。」旨回答している。

さらに、申立人が名字のみを記憶する同業種の同僚は所在不明である上、申立人が記憶する事務員又は店員であったとする同僚 5 人の住所地宛てに照会文書を送付したものの、いずれも「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきており、申立人が記憶する当該 5 人のうち 3 人の電話番号は現在使用されておらず、2 人の電話番号は別人が使用している番号であり、当該 5 人は所在不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間において勤務したとする B 社は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人が記憶する同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

また、申立人は、事業主の氏名を記憶していない上、申立人が記憶する同僚二人の住所地宛てに照会文書を送付したものの、いずれも「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきており、申立人が記憶する当該二人のうち一人の電話番号は現在使用されておらず、当該二人は所在不明であるため、事業主及び同僚から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、申立人は、C 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C 社は、「申立期間当時の人事資料及び賃金台帳等は廃棄済みであるため、申立人の当社在籍及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨回答している。

また、申立人が記憶する事業主は、C 社に係る登記簿謄本の役員に関する事項欄に氏名が確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立期間当時の事業主は、既に死亡しているため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

さらに、申立人が記憶する同僚 3 人の住所地宛てに照会文書を送付したものの、いずれも「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきた上、申立人が記憶する当該 3 人の電話番号も現在使用されておらず、当該 3 人は所在不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認できないほか、C 社に係る前述の被保険者名簿及

びオンライン記録において、当該3人に該当する被保険者記録も見当たらない。

加えて、C社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる6人に文書照会し、3人から回答が得られたものの、申立人のことを知っているとは回答した者はおらず、これらの者からも、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

また、C社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間④について、申立人は、D社N営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社が名称変更したO社は、「申立期間当時の退職者名簿が残存しているが、申立人の氏名は確認できない。」旨回答している上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立期間当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

また、申立人が記憶する同僚3人の住所地宛てに照会文書を送付したものの、いずれも「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきた上、申立人が記憶する当該3人の電話番号も現在使用されておらず、当該3人は所在不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認できないほか、D社に係るオンライン記録において、当該3人に該当する被保険者記録も見当たらない。

さらに、D社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認でき、所在が判明した20人に文書照会したものの、回答が得られた12人全員が「申立人のことを知らない。」旨回答しているため、これらの者からも、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

加えて、O社が加入するP厚生年金基金及びQ健康保険組合は、「申立人に該当する加入員記録又は被保険者記録は無い。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑤について、前回、申立人は、当該申立期間を含む昭和44年6月から45年2月までの期間において、W社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てたが、同社が名称変更したX社は、「当社が保管する人事記録名簿には、申立人の氏名は記載されていない。また、会社設立当時の厚生年金保険被保険者資格取得届を全て保管しているが、これらの中に申立人の氏名は記載されていない。」と回答している上、i) 申立人が記憶する事業主、同僚に照会しても回答が得られなかったこと、ii) 申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明し聴取することができた2人は、いずれも「申立人を知らない。」と陳述していることから、申立人の勤務実態を確認できな

い等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 11 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとの通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に E 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務したとする E 社は、社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人が記憶する同社の所在地を管轄する法務局に商業登記に係る記録も見当たらない。

また、申立人が記憶する事業主は所在不明である上、申立人が記憶する同僚 4 人の住所地宛てに照会文書を送付したものの、いずれも「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきており、申立人が記憶する当該 4 人の電話番号も現在使用されておらず、当該 4 人は所在不明であるため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑥について、前回、申立人は、当該申立期間を含む昭和 44 年 6 月から 45 年 2 月までの期間において、W 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てたが、前述のとおり、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 11 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとの通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に F 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、F 社が名称変更した R 社は、「申立期間当時の人事資料及び賃金台帳等は廃棄済みである上、当社の会長である申立期間当時の事業主にも確認したが、申立人の当社在籍及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨回答している。

また、申立人が記憶する同僚二人の住所地宛てに照会文書を送付したものの、いずれも「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきた上、申立人が記憶する当該二人の電話番号も現在使用されておらず、当該二人は所在不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認できないほか、F 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、当該二人に該当する被保険者記録も見当たらない。

さらに、F 社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認でき、所在が判明した 10 人に文書照会したものの、回答が得られた 7 人全員が「申立人のことを知らない。」旨回答しているため、これらの者からも、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

加えて、F 社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑦について、申立人は、G社、H社又はI社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務したとするG社、H社又はI社は、いずれも社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人が記憶する当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

さらに、申立人が記憶する事業主及び同僚の計10人の住所地宛てに照会文書を送付したものの、いずれも「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきた上、申立人が記憶する当該10人のうち9人の電話番号は現在使用されておらず、1人の電話番号は別人が使用している番号であり、当該10人は所在不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

なお、S社は、「申立人が記憶する事業所所在地の同一区内には、事業所名に当社の名称を冠した関連事業所は無かった。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間⑦に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑧について、申立人は、J社T営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、J社は、「当社T営業所は無く、同一地域内に当社U営業所があるが、申立期間当時の人事関係資料には、申立人の氏名は確認できないため、当社での申立人の勤務実態等は不明である。また、当時の事情は明確には分からないが、仮に、申立人が当社に勤務したことがあったとしても、採用時に試用期間を設けていたと聞いており、試用期間中には厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答している。

また、申立人が記憶する上司及び同僚の計4人の住所地宛てに照会文書を送付したものの、いずれも「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきた上、申立人が記憶する当該4人の電話番号も現在使用されておらず、当該4人は所在不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

さらに、J社に係るオンライン記録から、申立期間に被保険者記録が確認でき、所在が判明した27人に文書照会したものの、回答が得られた13人（J社U営業所に勤務したとする3人を含む。）は、いずれも「申立人のことを知らない。」旨回答している上、うち1人は、「私は、J社に入社した昭和45年5月から52年まで同社U営業所に勤務した。入社後すぐに同支店の電話当番を担当したため、当時の社員名をよく覚えており、申立期間は、私の入社時期とほぼ同時期なので、申立人が同支店に勤務していたのであれば、申立人のことを覚えているはずだと思うが、思い出せない。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間⑧に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑨について、申立人は、K社V営業所に勤務し、厚生年金保険に加

入していたと申し立てている。

しかし、K社は、「当社に残存する申立期間当時の従業員名簿には、申立人の氏名は無い。また、申立期間に厚生年金保険に加入している場合には、当該加入履歴が残っているはずであるが、申立人の加入履歴は無い。」旨回答している。

また、申立人が記憶する同僚二人の住所地宛てに照会文書を送付したものの、いずれも「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきた上、申立人が記憶する当該二人の電話番号も現在使用されておらず、当該二人は所在不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

さらに、K社に係るオンライン記録から、申立期間に被保険者記録が確認でき、所在が判明した36人に照会したものの、回答が得られた17人（K社V営業所に勤務したとする2人を含む。）は、いずれも「申立人のことを知らない。」旨回答しているため、これらの者からも、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等を確認できない。

加えて、K社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間⑨に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑩について、申立人は、L社又はM社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が勤務したとするL社又はM社は、いずれも社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人が記憶する当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

また、申立人が記憶する事業主、人事担当者及び事務員又は作業員であったとする同僚の計6人の住所地宛てに照会文書を送付したものの、いずれも「あて所に尋ねあたりません」として返送されてきた上、申立人が記憶する当該6人の電話番号も現在使用されておらず、当該6人は所在不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑩に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。